

TORIDE

とりで未来創造プラン2024

第六次取手市総合計画



ごあいさつ

取手市の魅力をより多くの人に知ってもらいたい、またここに暮らす全ての人に「取手市に住んでいてよかった」と思ってもらいたい。こうした想いを実現させるため、この新たな基本計画である「とりで未来創造プラン2024」の策定を進めてまいりました。

私自身、生まれも育ちも取手なので、ふるさとを愛する気持ちは誰よりも持っていると感じています。市長として市政を担う立場となった今、これまで取手市が進めてきたまちづくりをしっかりと継承して前へ進めていくとともに、次世代を担う人々が夢と希望を持てる地域社会を構築するため、新たな施策にも積極的にチャレンジし続ける行政運営を進めていきたいと考えております。

新たなプランにおいては、こうした「継続と挑戦」を、行政のみならず、様々な主体と手を取り合いながら、協力して進めていきたいと考え、「市民と想いを共有できる総合計画」といったコンセプトのもと、政策体系を構築し、将来都市像である「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち とりで」の実現に向けた道筋を明確化しました。

「住み続けるほど好きになる街をつくる!!」という想いを、市民の皆さまとも共有しながら、ともに取手の未来を創っていきたいと思います。本プランのもと、引き続き市政運営に全力で当たってまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、計画策定にあたり、熱心にご審議いただきました取手市総合計画審議会委員の皆さまをはじめ、市民アンケートやパブリックコメント、とりで未来会議などを通じ、貴重なご意見をいただきました市民及び関係者の皆さまに心から御礼申し上げます。

取手市長 中村 修



目次

はじめに

- 1. 多様な意見を取り入れた計画策定 ----- 3
- 2. 取手市の概要 ----- 7
- 3. 取手市民憲章 ----- 8

第1部

序論～総合計画の構成～

第1章 総合計画の全体像 ----- 10

- 1. 総合計画策定の目的 ----- 10
- 2. 基本構想と基本計画 ----- 11
- 3. 基本構想の構成 ----- 12

第2章 基本計画の推進にあたって ----- 15

- 1. 基本計画策定の趣旨 ----- 16
- 2. まち・ひと・しごと創生総合戦略との一本化 ----- 16
- 3. 計画の構成 ----- 17
- 4. 計画期間 ----- 17
- 5. 進捗管理と評価 ----- 18

第2部

取手市の課題と今後の取り組み

～持続可能なまちの未来のために取り組むこと～

第1章 市を取り巻く環境 ----- 21

- 1. 社会の動向 ----- 21
- 2. 人口の動向 ----- 23
- 3. 財政の動向 ----- 27

第2章 目指すまちの未来と政策体系 ----- 29

- 1. 政策（目指すまちの未来） ----- 29
- 2. 重点施策（取り組みの柱） ----- 31

第3部

各論 ～分野別の施策の推進～

第1章 「とりで未来創造プラン2024」の構成 -----	35
1. 政策（目指すまちの未来） -----	36
2. 重点施策（取り組みの柱） -----	36
第2章 政策体系における各取り組み -----	37
●各政策の構成と見方 -----	37
政策1 快適で住みやすい都市の実現 -----	39
政策2 魅力の創造と発信 -----	45
政策3 未来をつくる世代を育むまちづくり-----	51
政策4 健康でいきいきとした社会の実現 -----	57
政策5 大切な日常が守られる環境整備 -----	67
政策6 将来にわたり発展する地域社会の構築 -----	73

資料編

基本構想 -----	83
1. 取手市の将来構想 -----	83
2. まちづくりの基本方針 -----	86
まちづくり指標 -----	89
「とりで未来創造プラン2024」策定までの経過 -----	92
諮問及び答申 -----	93
条例 -----	94
取手市総合計画審議会委員名簿 -----	96



はじめに

1. 多様な意見を取り入れた計画策定

とりで未来会議の開催

多種多様な意見を計画策定に活かすとともに、よりよい取手市の未来を一緒に創っていこうという気運を共有するため、市民参加による「とりで未来会議」を開催しました。

「とりで未来会議」はチームごとに、ワークショップ形式で進められ、途中メンバーを入れ替えることで、参加者同士が多様な意見に触れながら、真剣に取手市の未来を語り合いました。



とりで未来会議（取手）

開催日：令和5年7月29日（土）

内容：地域のつながり、市民参加の場の充実が評価される一方、若者の少なさ、若者へのPR不足が課題として指摘され、取手駅周辺の利便性の向上や特産品のPRに今後の期待を託していました。





とりて未来会議（藤代）

開催日：令和5年8月6日（日）

内容：「自然と都市機能のバランスがほどよい魅力」とする一方、少子高齢化や移動手段の不便さが指摘され、市だけでなく自分たちも意見や市の魅力を発信すべきという積極的な考えが出ました。



とりて未来会議（市長と職員）

開催日：令和5年7月14日（金）

内容：「子育て」・「DX」・「環境」・「魅力創造」の4つのテーマに沿って、市長と市職員と一緒に現状と課題、その解決策を模索しました。





とりで未来会議（高校生）

開催日：令和5年7月24日（月）

内容：次世代を担う高校生が、取手の良いところ・悪いところを評価し、様々な対策を積極的に提案しました。テーマ①とテーマ②でそれぞれチームを入れ替え、普段は別々の高校に通う生徒たちが、協力し合って未来の取手のために何をすべきか議論しました。

テーマ①

取手の良いところ（魅力）、悪いところ（課題）を挙げ、良いところを伸ばすためのアイデアと悪いところを改善するためのアイデアについて意見を出し合いました。

テーマ②

10年後に若者が住みたくするためにはどのようなアイデアが必要で、そのアイデアを実現するためには誰がどのようにやると良いか意見を出し合いました。



【参加者の声】

- 今回のワークショップを通して、取手市の計画をより詳しく知ることができました。特に、私たちが将来について考えることで取手市がより活性化していければと思います、これからもこのようなイベントがあれば参加したいです！
- グループの人から、取手だけでなく藤代との違いも聞いたので面白かったです。
- 普段、関わることのない他校の方々とたくさんお話できたのでとても楽しかったです！こういったイベントを行うことは、新しい発見ができるとても良い機会だなあと感じました！ありがとうございました！
- 誰かと意見を共有することによって新たな発見が生まれる面白さを十分に感じました!!



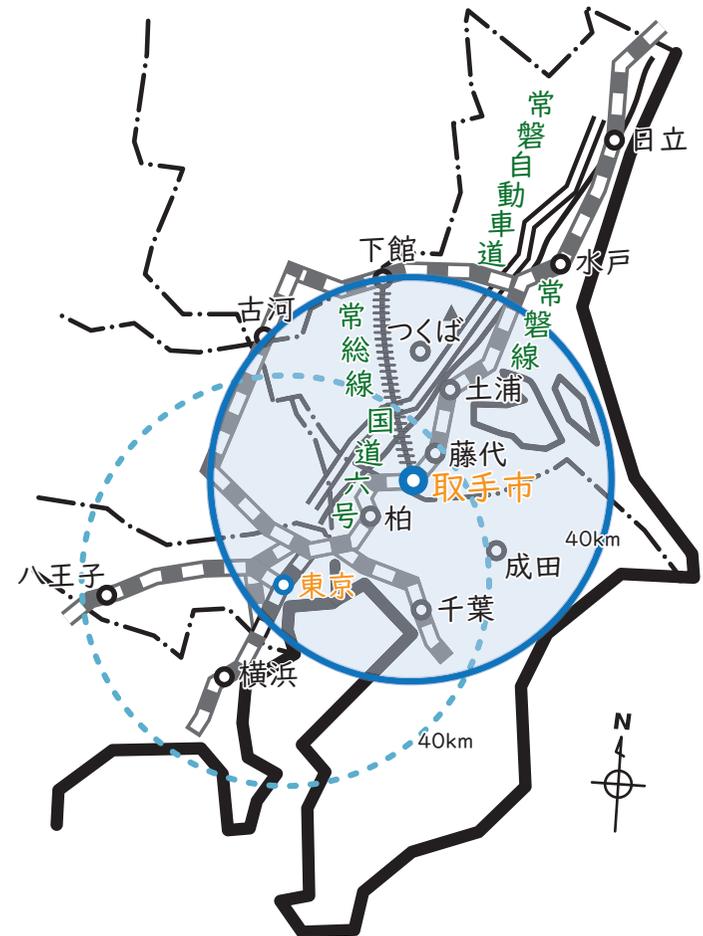


取手市の概要

取手市は、茨城県の南端に位置し、市域は総面積69.94平方キロメートル、東西14.3キロメートル、南北9.3キロメートルであり、利根川とその支流である小貝川の二大河川が流れる水と緑に恵まれた地域です。

茨城県の南部の玄関口としてばかりでなく、東京、成田、つくばを結ぶ三角形のほぼ中央に位置していることから交通の要となっており、首都圏の都市の中でも、交通の利便性と自然環境に恵まれた都市環境をもっています。

面積	69.94 平方キロメートル
人口	105,971 人（住民基本台帳登録人口・令和5年10月1日現在）
アクセス	鉄道 JR 常磐線で上野駅から約 40 分
車	常磐自動車道谷和原 IC より約 20 分





取手市民憲章

わたくしたちは、利根川の豊かな流れと小貝川の清流、太陽あふれる広い空、澄んだ空気に恵まれ、歴史と伝統にはぐくまれた取手市民です。

わたくしたちは、取手をふるさとにもつことを誇りとし、みんなが心をひとつにして、明るく住みよい文化の薫るまちを築くため、明日への願いをこめて市民憲章を定めます。

わたくしたちは

- 1 自然を愛し、水と緑をまもり、やさしい環境をつくれます。
- 2 のびやかな心とじょうぶな体をつくり、教養を高めます。
- 3 力を合わせ、助け合い、思いやりをもち、人の和を広げます。
- 4 家庭を大切にし、きまりをまもり、仕事や勉強にはげみます。
- 5 いつも平和を願い、文化芸術と伝統を大切にし、夢と希望のあるまちをつくれます。

市の木



モクセイ



ゲッケイジュ

市の花



ツツジ



フジ

市の鳥



フクロウ



カワセミ

平成17年10月1日制定



第1部

序論

～総合計画の構成～

第1章

総合計画の全体像

1. 総合計画策定の目的

都市機能と豊かな自然環境がほどよく重なる取手市は、高度経済成長期の旺盛な住宅需要に応える形で人口増加が進みましたが、近年では団塊の世代の後期高齢者への移行等も相まって、少子高齢化が加速度的に進んでいます。

またそれに伴う厳しい財政状況や、公共施設の老朽化、市民ニーズの複雑多様化等、様々な課題に直面しています。

これらの諸課題に対応するためには、行政組織や地域の将来の方向性を明確にし、そのビジョンや目標をもとに具体的な戦略や行動計画を定める必要があります。

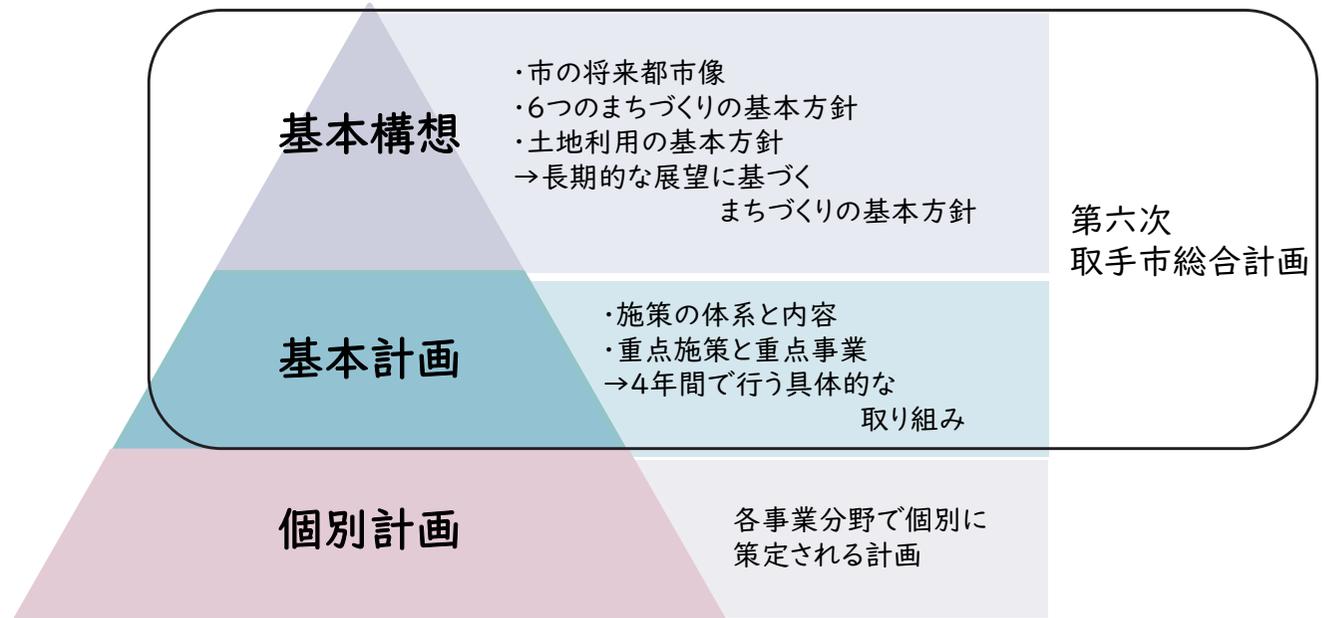
そこで取手市では、平成28年度より取手市総合計画条例に基づく市の最上位計画として「第六次取手市総合計画」をスタートさせました。

この第六次取手市総合計画における基本計画、「とりで未来創造プラン2016」「とりで未来創造プラン2020」に続く、新たな総合計画「とりで未来創造プラン2024」を策定し、将来都市像に定めた「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち とりで」の実現に向けた行政運営を進めます。

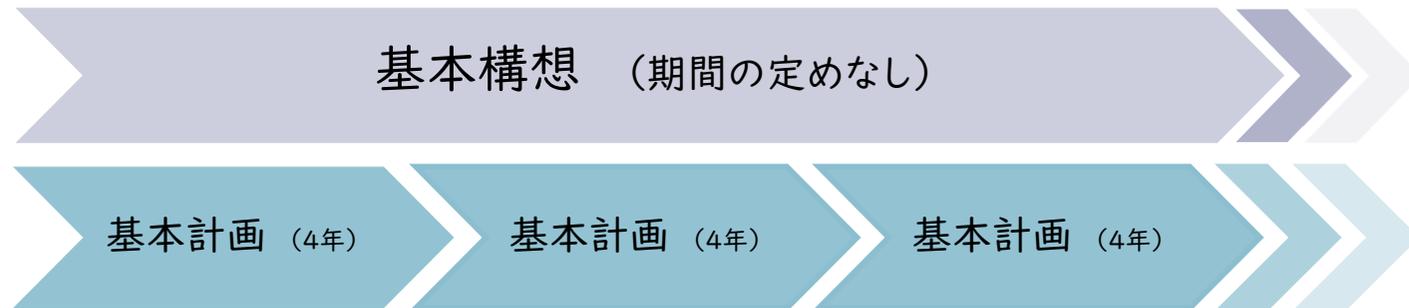
2. 基本構想と基本計画

第六次取手市総合計画は、長期的なまちづくりのビジョンや方針を定めた「基本構想」と、基本構想に定めた将来都市像を実現するため、重点的に実施する具体的な取り組みを定めた「基本計画」とで構成されています。

総合計画は市の最上位計画として位置付けられ、行政運営上の指針となる計画であることから、個別に策定される各事業分野の計画は、この「第六次取手市総合計画」との整合性を図りながら策定することとなっています。



基本構想はまちづくりの基本的な理念であり、期間を特に定めない一方で、基本計画は時代の潮流や変化する市民ニーズに対応するとともに、市長政策方針と連動させるために計画期間を4年間としています。



3. 基本構想の構成

基本構想は目指すべきまちの姿を定めた「将来都市像」や、将来都市像を実現するための6つの「まちづくりの基本方針」、市域の有効的な活用の展望を定めた「土地利用の基本方針」で構成されています。

基本構想は長期的なまちのビジョンを示すため、計画期間は定めておりませんが、市民意識や社会経済情勢の著しい変化等により、相当の理由が生じたと認められる場合には、見直すことができるとしています。

将来都市像

ぬくもりとやすらぎに満ち、
共に活力を育むまち とりで

まちづくりの基本方針

①

健やかで、安らぎと温もりの
あるまちづくり

④

都市と自然が調和した
環境のまちづくり

②

豊かなところと個性を育む
まちづくり

⑤

快適で、安心できるまちづくり

③

活気と魅力あふれる元気な
まちづくり

⑥

自主・自律、未来をひらく
まちづくり

土地利用の基本方針

- ① 安全安心な土地利用の確保 ② 計画的な土地利用誘導による集約型都市構造への移行
③ ゆとりある良好な居住環境の形成 ④ 質の高い快適な操業環境の形成 ⑤ 自然環境の適切な保全・管理・活用

6つのまちづくりの基本方針

まちづくりの基本方針では、将来都市像の実現に向けて取り組むべき施策の方向性を設定しています。

実現にあたっては、市民と地域・各種団体等と行政が連携、協働してまちづくりを進めることとしています。

まちづくりの基本方針

①

健やかで、安らぎと 温もりのあるまちづくり

高齢化の進行に伴い、持続可能な社会を維持していくためには、健康で元氣な生活を送れる人を増やしていく必要があります。

高齢者だけでなく、あらゆる年代の人が健康で生きがいを持って過ごせるようなサービスを提供します。

また、年齢や収入、障害の有無等に関係なく、必要な支援を受けながら自立し安定した生活が送れるよう、平等で支え合う社会を実現させます。

〈方針に沿って取り組む施策〉

- ・健康づくり ・高齢者福祉
- ・障害者(児)福祉 ・医療
- ・社会保障

まちづくりの基本方針

②

豊かなところと個性を 育むまちづくり

安心して子どもを産み育て、健やかに子どもが成長できる社会を形成するため、質の高い教育や保育を提供するとともに、子育て支援策を展開します。

子どもたちが教養と感性を豊かにし、充実した人生を送れるよう、教育環境の整備を進めてまいります。

また、すべての市民が生きがいを感じられるよう、生涯学習や、スポーツに触れることのできる環境づくりを進めます。

〈方針に沿って取り組む施策〉

- ・妊娠、出産、子育て支援
- ・教育 ・生涯学習
- ・スポーツ ・文化芸術

まちづくりの基本方針

③

活気と魅力あふれる
元気なまちづくり

本市の自立性を高め、活気のあるまちづくりを進めるために、あらゆる産業の支援体制を強化し、地域に根ざした産業の発展を支援していきます。

また、地域経済の活性化、賑わいの創出に向け、駅を中心とした整備を進め、まちの魅力度を高めるとともに、本市の認知度やイメージを向上させるようなプロモーションを積極的に推進し、若年層の人口定着が図られるようなまちづくりを展開します。

〈方針に沿って取り組む施策〉

- ・産業振興 ・雇用の創出
- ・地域活性化 ・シティプロモーション
- ・地産地消 ・農業所得の向上

まちづくりの基本方針

④

都市と自然が調和した
環境のまちづくり

利根川・小貝川をはじめとする河川、広大に広がる田園環境等、豊かな自然資源を、次世代に引き継ぐ財産として守り、自然と調和した良好な住環境を保持するよう努めます。

また、持続可能な循環型社会を目指し、市民、事業者、行政等の多様な主体が連携し、地球温暖化をはじめとする様々な環境課題に自発的に取り組む社会の実現を目指します。

〈方針に沿って取り組む施策〉

- ・地球温暖化対策 ・リサイクル
- ・自然環境の保全
- ・河川、水辺環境の充実

まちづくりの基本方針

⑤

快適で、安心できる
まちづくり

誰もが安心して快適に、そして健康な生活を送れるよう、都市としての質の向上を図ります。そのため、駅周辺における都市機能の集積を進め、道路や公園等の整備を通じて魅力ある市街地形成を進めます。

また、安全安心なまちづくりのため、様々な主体と連携し、災害に対して迅速かつ的確に対応できる防災力と、犯罪を未然に防ぐ防犯力を維持・強化します。

〈方針に沿って取り組む施策〉

- ・都市空間整備 ・中心市街地活性化
- ・公園整備 ・道路、歩行環境の整備
- ・公共交通 ・防災、防犯
- ・雨水排水対策

まちづくりの基本方針

⑥

自主・自律、未来を ひらくまちづくり

まちづくりは市民一人ひとりが主役であることから、市民間の活発な交流を促進し、多様な主体がお互いを尊重し、協力し合う協働社会の実現を目指します。

また、多様化する市民ニーズを把握し、安定した継続的な市民サービスを提供するため、柔軟な組織体制を構築するとともに、効率的な行財政運営に努めます。

〈方針に沿って取り組む施策〉

- ・地域コミュニティ構築 ・市民協働
- ・人権、平和意識の啓発
- ・行財政改革 ・市民サービスの向上

第2章

基本計画の推進にあたって

1. 基本計画策定の趣旨

「とりで未来創造プラン2020」に続き、地域の特性や課題、社会情勢や市民ニーズを的確に捉え、目指すべき理想のまちの姿である将来都市像の実現に向け、令和6年度からの4年間の計画となる「とりで未来創造プラン2024」を策定します。

事業の適切な評価や結果の公表を通じて市民への説明責任を果たすとともに、評価を踏まえてより効果的・効率的に事業を展開していきます。

なお、本計画では令和6年度からの4年間に重点的に取り組む事業を位置付けますが、それ以外の施策や事業についても、将来都市像の実現を意識して実行していくこととします。

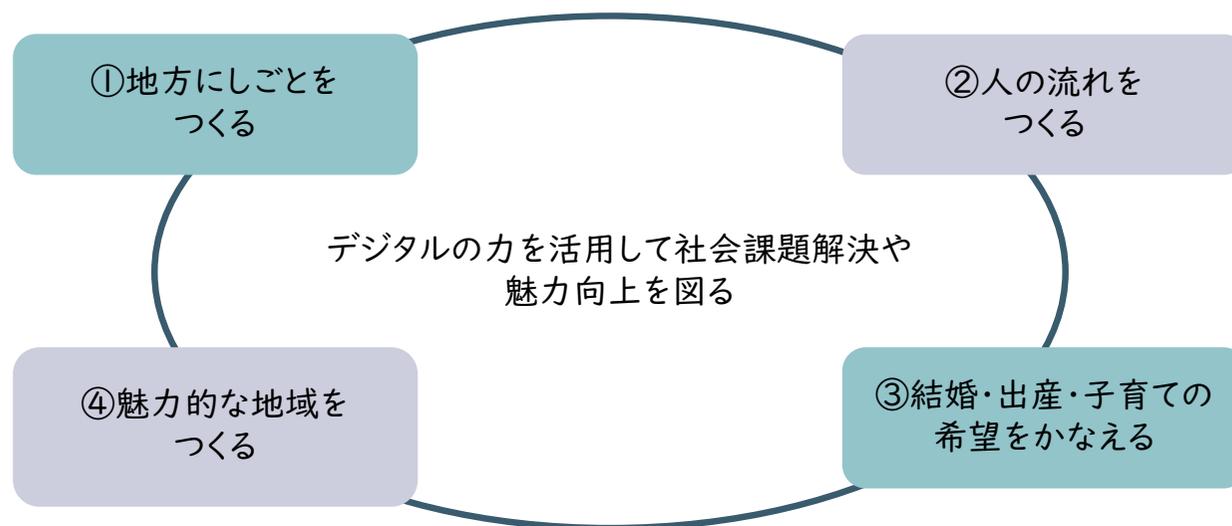
2. まち・ひと・しごと 創生総合戦略との一本化

国は、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改定し、2023年度を始期とする「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。

地方においては、この国の総合戦略の内容を勘案し、地方版総合戦略を策定するよう努めなければならないとされています。

取手市では、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「取手市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を総合計画と一本化し、その要素をすべて包含した計画を策定してきました。

「とりで未来創造プラン2024」においても、デジタル技術の浸透・進展等の状況を踏まえ、引き続き地方版総合戦略の要素をすべて包含した一体的な計画とします。

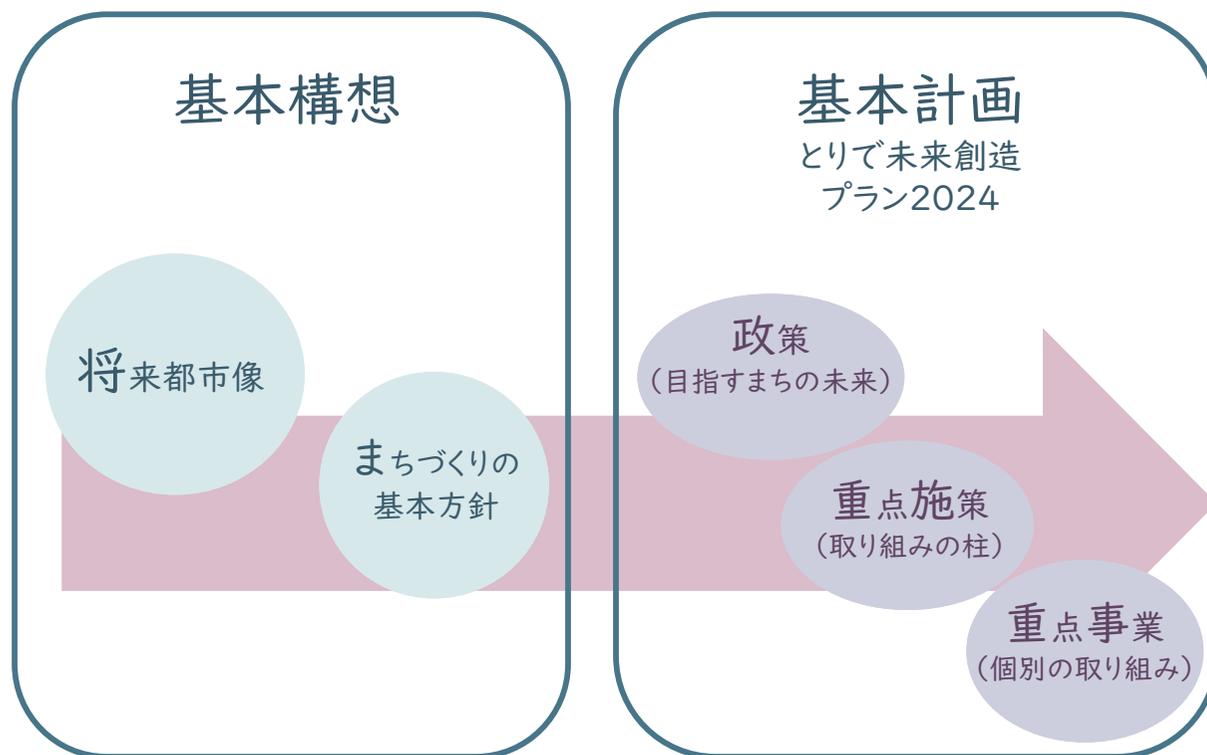


3. 計画の構成

「とりで未来創造プラン2024」では、目指すべき未来のために今何をすべきかを、行政だけでなく市民の皆様と共有するため、目標達成までの道のりを従来の4層構造から3層構造に変更し、誰もが目標をイメージしやすい施策体系を目指します。

市長政策方針や時代の潮流等を加味しつつ、基本構想に掲げる「6つのまちづくりの基本方針」に対応する6つの「政策（目指すまちの未来）」を設定しました。

また、その下に「重点施策（取り組みの柱）」「重点事業（個別の取り組み）」を分野別に位置付け、目指すべき方向性を明確にした行政運営を進めます。



4. 計画期間

「とりで未来創造プラン2024」の計画期間は令和6年度から令和9年度までの4年間とし、引き続き基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、様々な取り組みを進めてまいります。



次期計画策定

5. 進捗管理と評価

(1) 組織目標と重点事業

本計画の推進にあたり、本計画の重点事業に位置付ける取り組みと、毎年度各部各課で設定する組織目標の重点事業は、ともに「重点事業評価」として翌年度に事業評価を行います。

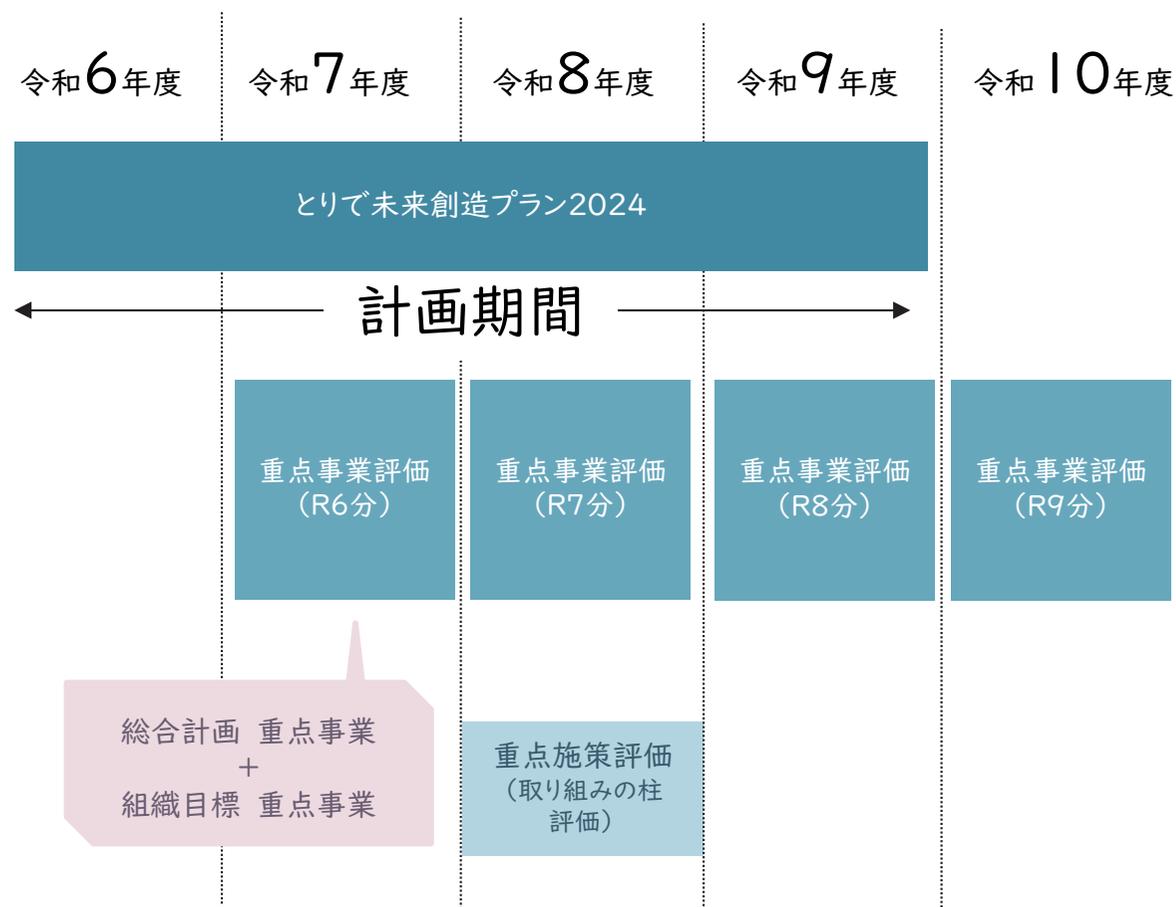
(2) 施策評価

「とりで未来創造プラン2024」に掲げる「まちづくり指標」をはじめとした進捗管理は、毎年度行うこととし、次期計画の策定の前年度に総合的な評価を行うことで、次期計画策定につなげていきます。

(3) 総合計画審議会への報告と結果の公表

重点施策（取り組みの柱）に設定する「まちづくり指標」の進捗状況は、毎年度「総合計画審議会」に報告し、適正な評価を行います。

これらの重点事業評価やまちづくり指標の進捗状況は、公共施設で閲覧できるようにするとともに市ホームページにも掲載し、市民の皆様と状況を共有しながら、計画的な運用を図ります。





第2部

取手市の課題と今後の取り組み

～持続可能なまちの未来のために取り組むこと～

第1章

市を取り巻く環境

1. 社会の動向

人口減少・少子高齢社会

我が国の人口は、2070年には現在の7割に減少し、65歳以上の人口が4割を超えると予測されています※1。

人口減少による経済の縮小、労働力不足、税収減、地域コミュニティの衰退、社会保障費の増大等の問題により、社会の維持が困難になることも予想されます。

若い世代を増やしていくための取り組みや、人口減少社会に対応した社会システムのイノベーションが求められています。



少子化対策



高齢化社会
への対応



生産性の
向上



持続可能な
自治体経営

デジタル化の進展

スマートフォンやクラウド、AI※2、RPA※3の普及、SNSによるコミュニケーションの活発化等の高度なデジタル化が進み、暮らしや仕事が変わっています。

その一方で、情報セキュリティの強化が求められています。



電子申請



セキュリティ
強化



キャッシュレス
決済



AI、RPA

※1 国立社会保障・人口問題研究所 日本の将来推計人口（令和5年推計）より

※2 AI…Artificial Intelligence（人工知能）の略。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラムのこと。

※3 RPA…Robotic Process Automationの略。パソコン等のコンピュータ上で行う事務作業を自動化する技術のこと。

SDGsの推進

SDGsは世界中の「誰一人取り残さない社会」の実現に向けた、国際的な行動指標です。幅広い課題に対して17のゴールを設定しており、国や企業だけでなく、私たち一人ひとりが、豊かな未来を後世に残すために行動することが求められています。

地球温暖化・CO₂の削減

石油や石炭等の化石燃料を燃やすことで発生するCO₂は地球温暖化の主な原因とされています。地球温暖化対策は世界のすべての国の共通課題であり、カーボンニュートラル※1や脱炭素社会の実現が求められています。



再生可能エネルギー



CO₂削減



災害対策



インフラ整備

強靱で持続可能な都市の構築

地震や台風等の自然災害の多い日本においては、防災体制や復旧復興体制を強化し、強靱なまちづくりを進める必要があります。また、インフラの長寿命化や公共サービスの効率化等、コンパクトで持続可能な都市空間への変革が求められています。

多様性を尊重する社会

「誰一人取り残さない」世界を実現させるため、多様な人材がお互いを認め合い、すべての人が活躍できる社会の構築が必要とされています。多様性が尊重されることで新たな価値観や発想が生まれ、イノベーションにつながるとも言われています。



ジェンダー平等※2



パートナーシップ

コロナ禍以降の働き方の変化

テレワークやオンライン会議等、コロナ禍により働き方が変化しています。また、こうした働き方の変化によって地方への移住等に対する関心度が高くなっています。



テレワーク



地方移住

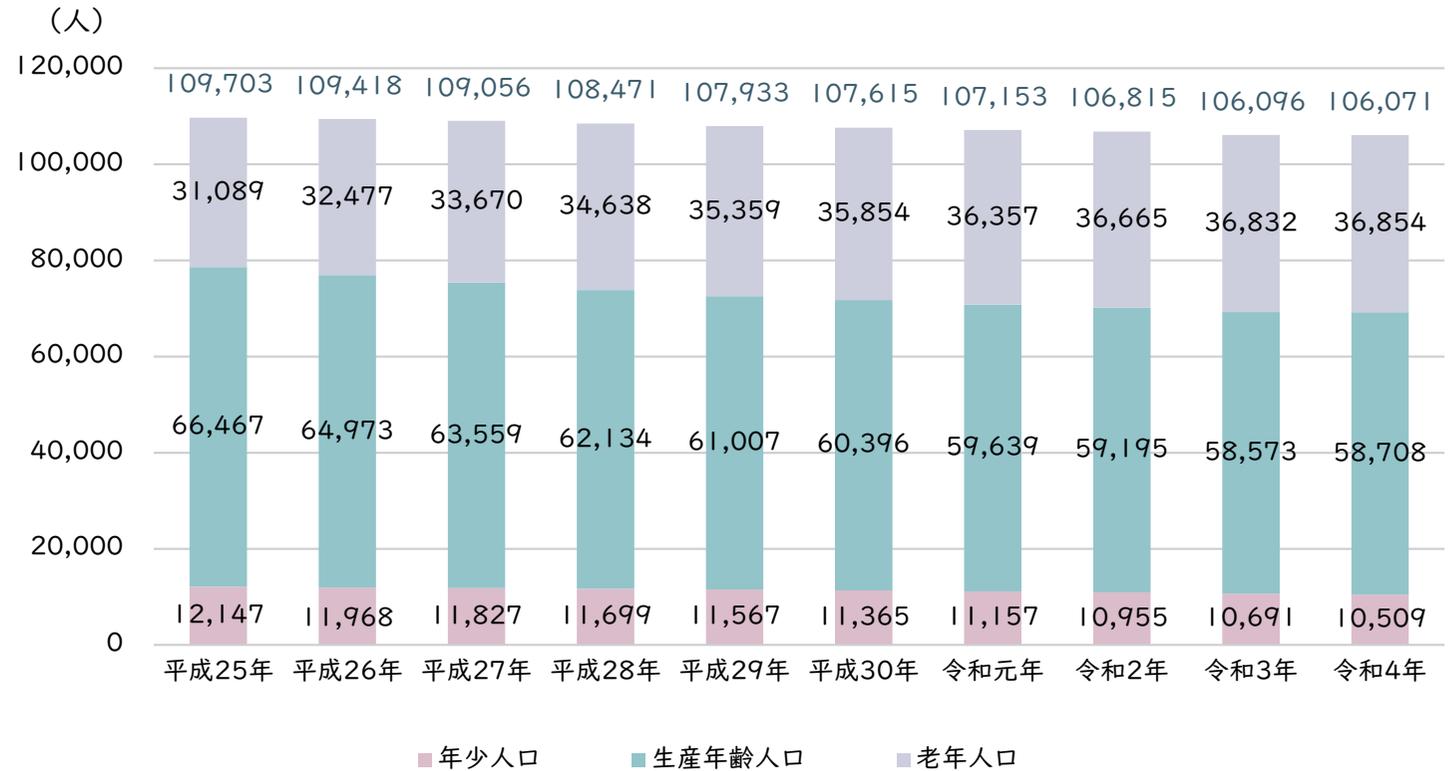
※1 カーボンニュートラル…温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。

※2 ジェンダー平等…一人ひとりの人間が、性別にかかわらず平等に責任や権利を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができること。

① 総人口と年齢3区分別人口の割合

2. 人口の動向

年少人口の減少傾向が続いていますが、平成29年以降、生産年齢人口の減少と老年人口の増加はともに、緩やかになってきています。



出典：統計とりで（住民基本台帳登録人口・各年10月1日現在）

② 人口動態

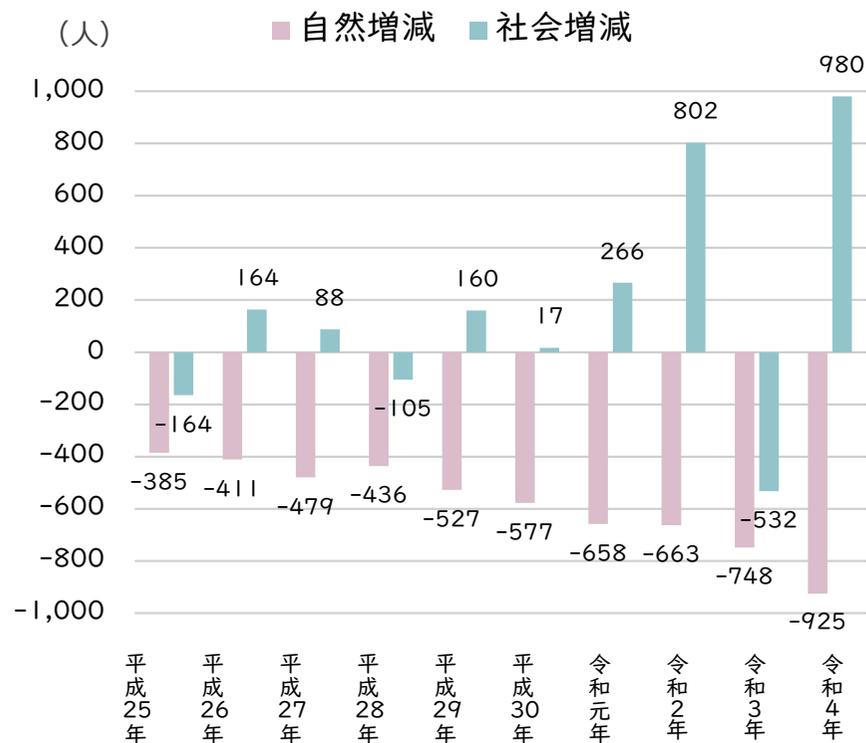
平成28年を除き、平成26年から社会動態※₁はプラスの傾向にありましたが、令和3年はコロナ禍の影響を受けて外国人の入国が制限されたことから大きくマイナスとなっています。その後、令和4年は再び大きく社会増に転じております。

一方で、自然動態※₂を見ると、死亡数が出生数を常に上回っており、年々その差が大きくなっています。

	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
平成25年	689	1,074	-385	5,016	5,180	-164	-549
平成26年	627	1,038	-411	5,524	5,360	164	-247
平成27年	631	1,110	-479	6,090	6,002	88	-391
平成28年	653	1,089	-436	5,775	5,880	-105	-541
平成29年	627	1,154	-527	6,133	5,973	160	-367
平成30年	640	1,217	-577	6,473	6,456	17	-560
令和元年	553	1,211	-658	7,058	6,792	266	-392
令和2年	565	1,228	-663	6,448	5,646	802	139
令和3年	509	1,257	-748	4,708	5,240	-532	-1,280
令和4年	513	1,438	-925	7,856	6,876	980	55

※1 社会動態…一定期間における転入、転出及びその他の増減に伴う人口の動き。

※2 自然動態…一定期間における出生、死亡に伴う人口の動き。

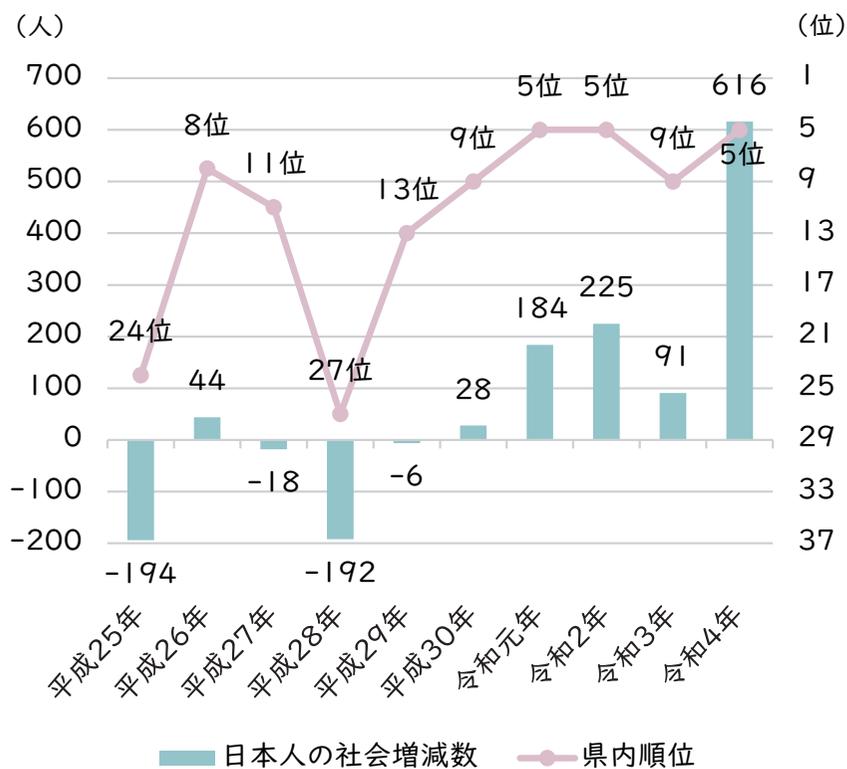


出典:統計とりで(茨城県統計課:常住人口・各暦年末現在)

③ 日本人の社会動態

日本人の社会動態に目を向けると、5年連続の社会増を達成しています。

移住定住促進等の施策の展開やコロナ禍による地方移住の機運の高まりを追い風に、徐々に取手市を選んで移住される方が増えています。



出典:総務省 住民基本台帳人口移動報告 (日本人の移動者)

④ 今後の人口の見通し

これまで展開してきた移住定住施策やシティプロモーション等の効果が発現してきたこと、また、コロナ禍により地方回帰の機運が高まったこと等を背景とし、近年の人口動態では社会増の状況が続いています。今後もこうした施策を効果的に実施することができれば、人口減少のスピードは緩やかになることが予想されます。

これらの状況から、引き続き目標人口は「令和22(2040)年に人口9万人を維持」と設定します。この実現に向けて、これまでの取り組みをさらに強化するとともに、子育て支援やまちの魅力の創造等を展開することで、特に生産年齢人口や年少人口の確保を目指します。

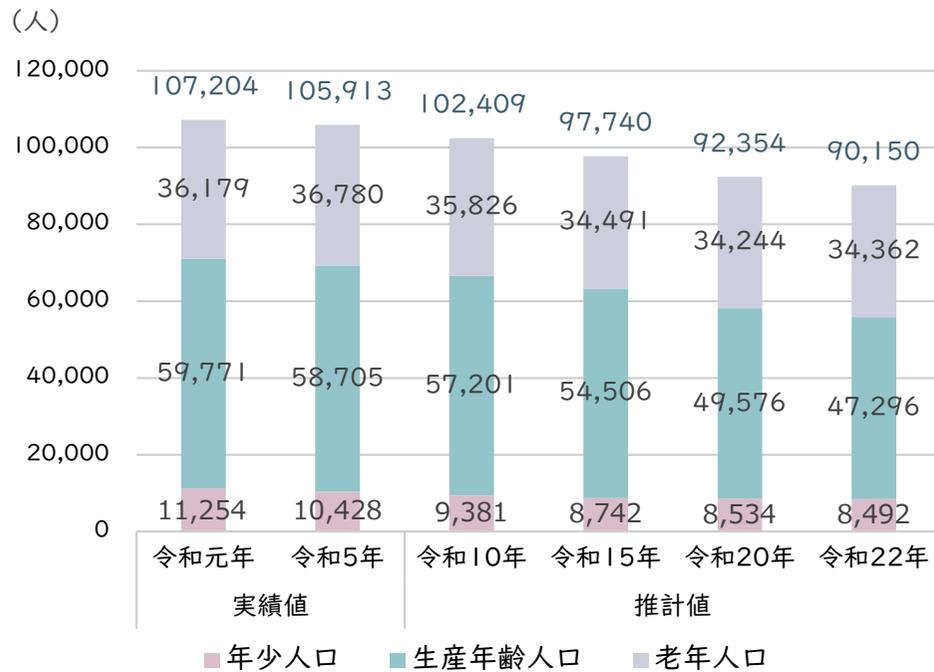
	実績値		推計値			
	令和元年	令和5年	令和10年	令和15年	令和20年	令和22年
総人口	107,204	105,913	102,409	97,740	92,354	90,150
年少人口	11,254	10,428	9,381	8,742	8,534	8,492
生産年齢人口	59,771	58,705	57,201	54,506	49,576	47,296
老年人口	36,179	36,780	35,826	34,491	34,244	34,362
前期高齢者人口	18,762	15,956	12,180	12,184	14,558	15,529
後期高齢者人口	17,417	20,824	23,646	22,307	19,686	18,833
高齢化率	33.7%	34.7%	35.0%	35.3%	37.1%	38.1%
後期高齢者割合	16.2%	19.7%	23.1%	22.8%	21.3%	20.9%

出典:実績値)各年4月1日時点の住民基本台帳登録人口
推計値)各年4月1日時点の住民基本台帳登録人口に基づく市独自推計

目標人口 90,000人 を維持

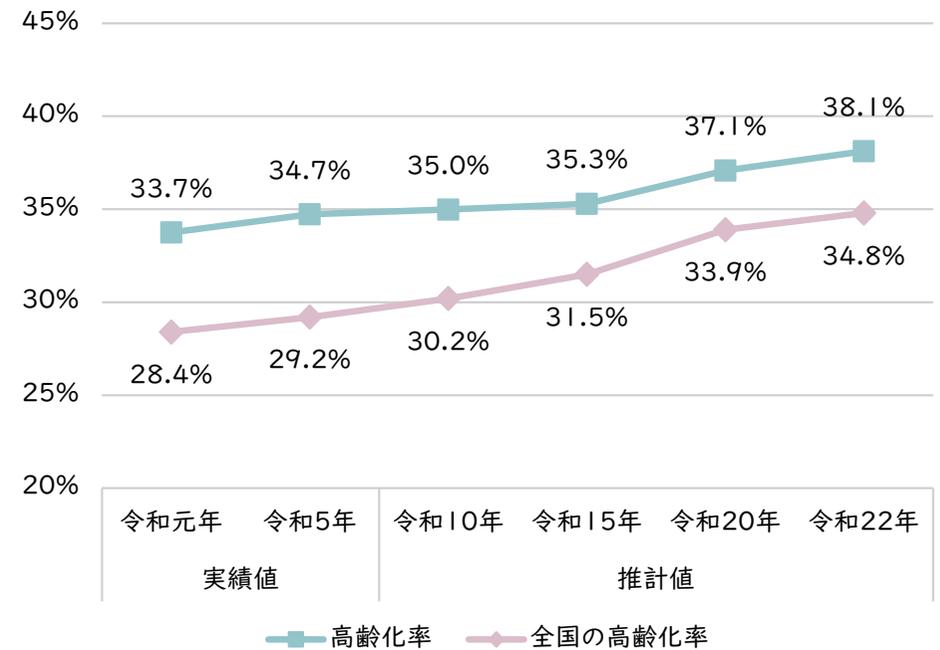
2040(令和22)年

● 住民基本台帳に基づく推計(人口推計)



出典:住民基本台帳登録人口に基づく市独自推計

● 住民基本台帳に基づく推計(高齢化率)

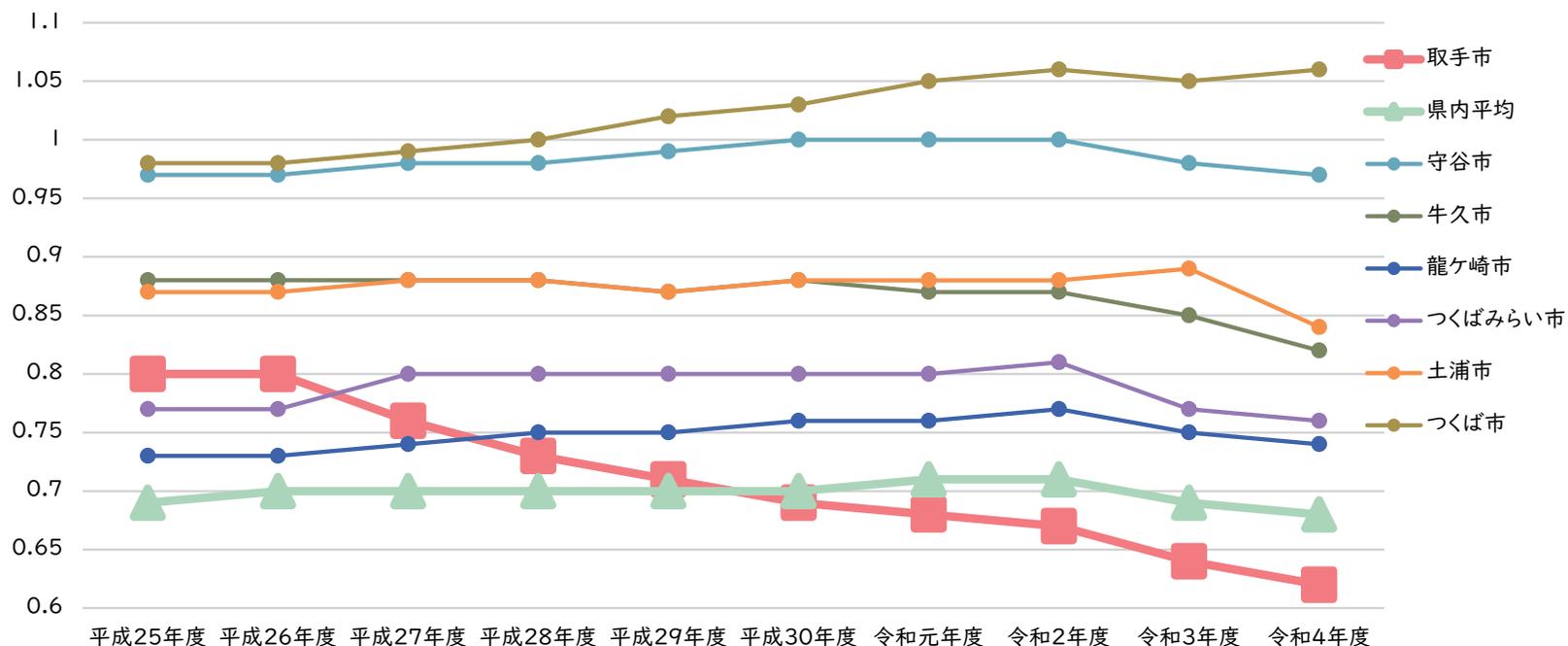


出典:住民基本台帳登録人口に基づく市独自推計

3. 財政の動向

① 財政力指数※1

自治体の財政力の強弱を示す財政力指数は、普通交付税の交付基準となる1.0を下回る状況が続いています。これは、取手市が昭和40年代に急速に都市化・人口流入が進み、その世代が高齢化したことによる市民税の減少や、扶助費※2の増加等が要因としてあげられます。また当時整備した施設やインフラの維持管理費用の増加も影響しています。厳しい財政状況にあっても、必要な事業を積極的に展開していくためには、引き続き歳入の確保と、歳出の削減を進めながら、持続可能な自治体経営を進めていくことが求められています。



出典：取手市財政課

- ※1 財政力指数…地方交付税のうち普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除した値の3か年平均であり、地方公共団体の財政力を示す指標として用いられる。この数値が高いほど、普通交付税算出上の留保財源が大きいことになるため、財政に余裕があるといえる。
- ※2 扶助費…社会保障制度の一環として、各種の法令（生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等）や市独自の制度に基づいて、障害者、高齢者、児童等への福祉サービスに必要な経費。

② 歳入の見通し

歳入面については、少子化・高齢化の進展等により市税が減少する一方、扶助費の増加に伴う国県支出金が増加する傾向にあります。財政運営の自主性・安定性を確保するためにも、引き続き定住化の促進や市街地活性化等に取り組み、自主財源の確保に努めていく必要があります。

●歳入見通し(単位:百万円)

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
市税	13,612	13,418	13,467	13,563	13,394
地方譲与税	321	321	321	321	321
各種交付金	2,999	2,999	2,999	2,999	2,999
地方交付税	8,650	8,440	8,470	8,430	8,450
負担金・分担金	148	148	148	148	148
使用料・手数料	345	345	345	345	345
国・県支出金	8,867	8,978	9,090	9,201	9,311
財産収入	50	50	50	50	50
寄附金	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
繰入金	1,945	1,806	1,731	1,744	1,847
繰越金	502	502	502	502	502
諸収入	715	715	715	715	715
市債	2,291	2,040	2,040	2,040	2,040
合計	41,645	40,962	41,078	41,258	41,322

出典:取手市財政課

③ 歳出の見通し

歳出面については、義務的経費のうち公債費は償還終了により減少する一方、少子高齢化に伴う社会保障経費である扶助費が年々増加する傾向にあります。弾力性に欠ける財政構造であることから、市民ニーズに合った行政サービスを維持し、将来への投資を継続的に行っていくためにも、さらなる行財政改革に努める必要があります。

●歳出見通し(単位:百万円)

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
義務的経費	人件費	7,993	7,891	7,869	7,976	8,052
	扶助費	9,936	10,136	10,336	10,536	10,736
	公債費	4,758	4,636	4,502	4,447	4,336
その他経費	物件費・補助費等繰出金・その他	17,008	16,048	16,120	16,048	15,947
投資的経費	普通建設事業費	1,899	2,200	2,200	2,200	2,200
	災害復旧事業費	0	0	0	0	0
	予備費	51	51	51	51	51
合計	41,645	40,962	41,078	41,258	41,322	
義務的経費割合(%)	54.5%	55.3%	55.3%	55.6%	56.0%	

出典:取手市財政課

第2章

目指すまちの未来と政策体系

1. 政策（目指すまちの未来）

「とりで未来創造プラン2024」では、政策体系を前プランである「とりで未来創造プラン2020」の4層構造（テーマ、戦略、重点施策、重点事業）から3層構造とすることで、基本構想に掲げる将来都市像「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち とりで」の実現に向けたビジョンをより明確化した体系とします。

政策体系では、体系の大枠となる分野を「政策（目指すまちの未来）」として設定します。政策（目指すまちの未来）は「基本構想 6つのまちづくり基本方針」、「市長政策方針」、「取手市を取り巻く環境変化」の3つの要素から、今後4年間で重点的に取り組む枠組みを導き出し、6つ設定しました。

この6つの政策（目指すまちの未来）は、「取手の魅力を高め、取手を選んでくれた方のライフサイクルに寄り添い、幸せが継続する地域社会を創る」というコンセプトのもと、それぞれが関わり合い、循環しながらより良い取手市を目指すものとなっています。

また、その下の階層に、目指すまちの未来を実現するために、重点施策（取り組みの柱）を設定し、施策の展開方針を位置付け、そこから個別の取り組みである重点事業を導き出しています。

①

基本構想

将来都市像

ぬくもりとやすらぎに満ち、
共に活力を育むまち とりで

6つのまちづくりの基本方針

(1) 健やかで、安らぎと
温もりのあるまちづくり

(2) 豊かなことと個性を
育むまちづくり

(3) 活気と魅力あふれる
元気なまちづくり

(4) 都市と自然が調和した
環境のまちづくり

(5) 快適で、安心できる
まちづくり

(6) 自主・自律、未来を
ひらくまちづくり

②

市長政策方針

まちづくり

子育て支援

教育

行政運営

安全・安心

医療・福祉

③

取手市を取り巻く 環境変化

少子高齢化

財政健全化

人口減少

地球温暖化

SDGs

アート

シビック
プライド

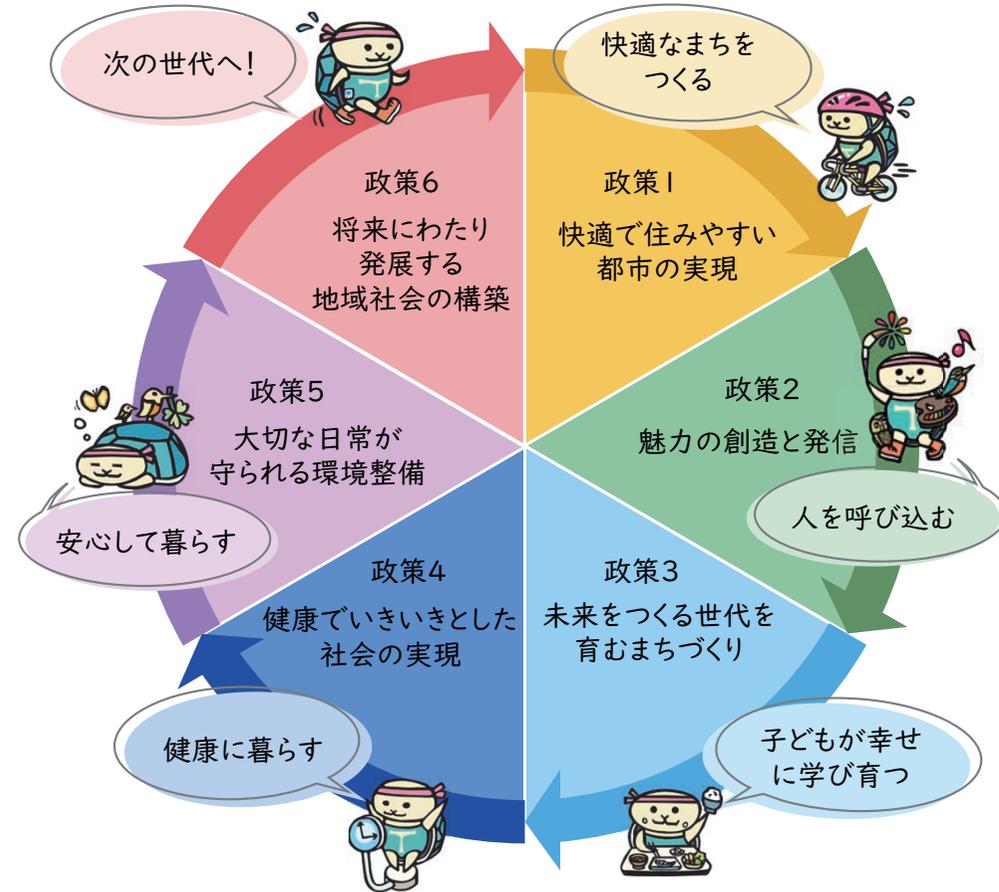
子育て支援

デジタル化

健康づくり

6つの政策

目指すまちの未来



2. 重点施策（取り組みの柱）

6つの政策の下に、計15の重点施策（取り組みの柱）を位置付け、目指すまちの未来の実現を図ります。

本市の魅力を高め、すべての方のライフサイクルに寄り添い、幸せが継続する地域社会を目指した施策を展開します。

また、重点施策の進捗状況を客観的に把握するため、重点施策ごとにまちづくり指標を設定します。

政策
（目指すまちの未来）

重点施策
（取り組みの柱）

政策 目指すまちの未来1

快適で住みやすい
都市の実現

① 訪れたい・住みたい・住み続けたい都市空間の創出

② 快適な生活を支える都市機能の充実

政策 目指すまちの未来2

魅力の創造と発信

③ 魅力の創出と移住定住の推進

④ 市内産業活性化による地域の賑わい創出

政策 目指すまちの未来3

未来をつくる世代を育む
まちづくり

⑤ 子育てしやすいまちづくり

⑥ 未来を担う人材を育てる学校教育

政策
(目指すまちの未来)

重点施策
(取り組みの柱)

政策 目指すまちの未来4

健康でいきいきとした
社会の実現

- ⑦ ぬくもりある医療・福祉の提供
- ⑧ 健康づくりの推進
- ⑨ 生きがいやつながりを持てる社会の実現
- ⑩ 市民と協働でつくる地域社会

政策 目指すまちの未来5

大切な日常が守られる
環境整備

- ⑪ 安全安心な生活が送れるまちづくり
- ⑫ 脱炭素と循環型社会

政策 目指すまちの未来6

将来にわたり発展する
地域社会の構築

- ⑬ デジタル化の推進
- ⑭ 持続可能な自治体経営
- ⑮ 多様性を認め合う平和な社会



第3部

各論

～分野別の施策の推進～

第1章

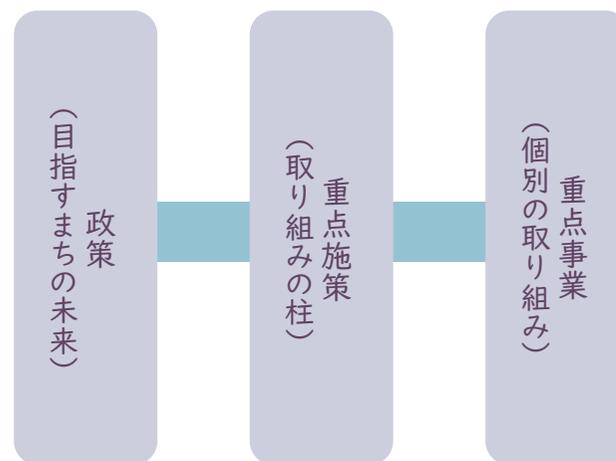
「とりで未来創造プラン2024」の構成

基本計画の「とりで未来創造プラン2024」は、第六次取手市総合計画の基本構想に掲げる将来都市像「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち とりで」を実現させるための具体的な取り組みを定めた計画です。

「政策（目指すまちの未来）」、「重点施策（取り組みの柱）」、「重点事業」の3層構造で構成されており、計画期間の令和6年度から令和9年度までに、市として重点的に取り組む事項を定めています。

計画に沿った事業を展開するとともに、毎年度の進捗管理として重点事業評価を行い、常に時代に即した改善に取り組みながら、持続可能なまちづくりを進めます。

とりで未来創造プラン2024（基本計画）の構成



1. 政策（目指すまちの未来）

政策体系の中で一番の根幹となる6つの政策では、計画期間である令和6年度から令和9年度までの間に、どのような方向性で市政を進めていくのかといった、大局的なビジョンを「目指すまちの未来」として示します。それぞれの政策を進めることで、将来都市像である「ぬくもりとやすらぎに満ち 共に活力を育むまち とりで」の実現を目指します。



2. 重点施策（取り組みの柱）

政策の実現に向けて、15の重点施策（取り組みの柱）を設定しています。重点施策では、まずそれぞれの「現状」や「課題」を分析し、そこから導き出される「重点施策の展開方針」とその方針に沿って展開する個別の取り組みである「重点事業」を記載しています。それぞれの重点施策には「まちづくり指標」を設定し、計画期間（令和6年度から令和9年度まで）における施策の進捗度を評価します。

また、この重点施策ごとに関連するSDGs（持続可能な開発目標）の17のゴールアイコンを設定しています。国際的な行動目標であるSDGsですが、地域の課題に一番近い自治体が取り組むことで、市民のウェルビーイング[※]の向上につなげ、ボトムアップによる持続可能な社会の構築を目指します。

※ ウェルビーイング…身体的・精神的・社会的に良好な状態であること。

●各政策の構成と見方

第2章

政策体系における各取り組み

政策、重点施策

政策

快適で住みやすい都市の実現

- 重点施策1 訪れたい・住み続けたい都市空間の創出
- 重点施策2 快適な生活を支える都市機能の充実

快適なまちをつくる



目指すまちの未来

取手市が持続的に発展していくためには、訪れたい、住みたいような魅力的な市街地の形成を進めるとともに、生活の基盤となる道路や排水、公園、公共交通網等の整備が求められます。

リモートワークの普及により働き方や働く場所が多様化した現代において、地方移住も含めた住む場所の選択肢が増えています。こうした背景もあり、近年取手市を選んで転入される方が増えています。緑豊かな自然環境を保全しつつ、都市基盤を整備し、取手市の魅力をさらに高めるまちづくりを進めていきます。

あわせて、市民の幸福感や生活の質を高めるために、日常生活が快適に送れるための都市整備を進めます。



目指すまちの未来

6つの政策において、それぞれの施策を展開することで、目指すまちの姿を示しています。

まちづくり指標

6つの政策の目指すまちの未来を実現するために、各重点施策において4年後に達成すべき目標値を示しています。
このまちづくり指標の進捗状況は、毎年度総合計画審議会に報告するとともに、ホームページでも公表します。

関連するSDGs

SDGsの17のゴールのうち、施策内容に関連するゴールを示しています。

重点事業(個別の取り組み)

各重点施策に関連する主な取り組み(事業)について記載しています。記載している取り組み(事業)以外についても、市民ニーズや市を取り巻く環境変化を踏まえて取り組んでいきます。

重点施策の展開方針

各重点施策を今後4年間でどのように進めていくかの方針を示しています。

重点施策

訪れたい・住みたい
都市空間の創出

現状

取手駅西口では、駅前交通広場の整備を行い、東西の通過交通の改善や歩行空間の確保等、利便性の向上を図りました。あわせてA街区の土地利用においては、「まちの顔」として魅力ある市街地形成等を図るため、準備組合が進める取手駅西口A街区第一種市街地再開発事業の実現に向けた事業計画書の作成や地権者の合意形成等に対して必要な助言や支援を行ってきました。

駅前の利便性向上や活力の創出に加え、桑原地区では大規模な商業施設を核とした新市街地の創出に向けて地権者の合意形成支援や関係機関との協議を進めています。

課題

地権者をはじめとして、事業協力者や行政などの様々な主体が関わることから、事業の円滑な進捗のためには、丁寧な調整を行い、連携しながら進めていくことが求められます。

まちづくり指標	現状値 (R4年度)	目標値 (R9年度)
取手駅北土地区画整理事業の整備進捗率(%)	72.5	100



重点施策の展開方針

取手駅西口A街区の市街地再開発事業では、土地の高度利用を進め、駅前の賑わいと魅力の創出につなげていきます。引き続き、再開発事業の準備組合が進める事業計画書の作成や地権者との合意形成に対して、必要に応じて助言・支援等を行い、早期の事業実現化を目指します。

また、桑原地区については、土地区画整理事業の早期事業化に向けて、国や県等の関係機関との協議や、準備組合の運営支援、必要な調査業務に対する助成等を行い、新たな雇用の創出や定住化の促進等、地域の活性化を図ります。

取手駅西口における都市施設の整備と、桑原地区における新たな市街地の整備により、まちの魅力と活力を高め、取手市の持続可能な発展につなげていきます。

関連計画等

- 取手市都市計画マスタープラン
- 取手市立地適正化計画
- 取手駅北土地利用構想



重点事業(個別の取り組み)

- ◆取手駅西口A街区第一種市街地再開発事業
- ◆桑原地区活力創造拠点整備推進事業
- ◆取手駅北土地区画整理事業

第3部 各論

42

現状

各重点施策の現状について示しています。

課題

各重点施策の課題について示しています。

関連計画等

各重点施策が、取手市にて策定しているどのような計画と関連しているかを示しています。

計画の名称は令和6年3月現在のものです。

41

政策



快適なまちを
つくる



快適で住みやすい都市の実現

重点施策1 訪れたいくなる・住み続けたいくなる都市空間の創出

重点施策2 快適な生活を支える都市機能の充実

目指すまちの未来

取手市が持続的に発展していくためには、訪れたいくなる、住みたいくなるような魅力的な市街地の形成を進めるとともに、生活の基盤となる道路や排水、公園、公共交通網等の整備が求められます。

リモートワークの普及により働き方や働く場所が多様化した現代において、地方移住も含めた住む場所の選択肢が増えています。こうした背景もあり、近年取手市を選んで転入される方が増えています。緑豊かな自然環境を保全しつつ、都市基盤を整備し、取手市の魅力をさらに高めるまちづくりを進めていきます。

あわせて、市民の幸福感や生活の質を高めるために、日常生活が快適に送れるための都市整備を進めます。



重点施策

訪れたいくなる・住み続けたいくなる 都市空間の創出

現状

取手駅西口では、駅前交通広場の整備を行い、車両の通過交通の改善や歩行空間の確保等、利便性の向上を図りました。あわせてA街区の土地利用においては、「まちの顔」として魅力ある市街地形成等を図るため、準備組合が進める取手駅西口A街区第一種市街地再開発事業の実現化に向けた事業計画案の作成や地権者の合意形成等に対して必要な助言や支援を行ってきました。

駅前の利便性向上や活力の創出に加え、桑原地区では大規模な商業施設を核とした新市街地の創出に向けて地権者の合意形成支援や関係機関との協議を進めています。

課題

地権者をはじめとして、事業協力者や行政などの様々な主体が関わることから、事業の円滑な進捗のためには、丁寧な調整を行い、連携しながら進めていくことが求められます。

まちづくり指標	現状値 (R4年度)	目標値 (R9年度)
取手駅北土地区画整理事業の整備進捗率 (%)	72.5	100



※イメージ



※イメージ



※イメージ

重点施策の展開方針

取手駅西口A街区の市街地再開発事業では、土地の高度利用を進め、駅前の賑わいと魅力の創出につなげていきます。引き続き、再開発事業の準備組合が進める事業計画案の作成や地権者との合意形成に対して、必要に応じて助言・支援等を行い、早期の事業実現化を目指します。

また、桑原地区については、土地地区画整理事業の早期事業化に向けて、国や県等の関係機関との協議や、準備組合の運営支援、必要な調査業務に対する助成等を行い、新たな雇用の創出や定住化の促進等、地域の活性化を図ります。

取手駅西口における都市施設の整備と、桑原地区における新たな市街地の整備により、まちの魅力と活力を高め、取手市の持続可能な発展につなげていきます。

関連計画等

- 取手市都市計画マスタープラン
- 取手市立地適正化計画
- 取手駅北土地利用構想



重点事業(個別の取り組み)

- ◆取手駅西口A街区第一種市街地再開発事業
- ◆桑原地区活力創造拠点整備推進事業
- ◆取手駅北土地地区画整理事業

重点施策 2

快適な生活を支える都市機能の充実

現状

快適、安全で利便性が高いまちを形成するため、生活道路の改善や排水機能の強化を進めています。特に児童生徒の通学路は路側帯のカラー化等の安全対策を進め、安心して通学できる環境を整備しています。

また、公園については、取手市都市公園施設長寿命化計画のもと、適切な施設点検、維持補修等を進めています。

公共交通については、市民の日常的な移動手段の確保などを目的に、鉄道や民間路線バスを補完するコミュニティバスを運行しています。ICカード利用環境を整備するなど、利便性の向上による利用の促進を図っています。

課題

公共インフラは今後も老朽化が進み、大規模な改修等の整備費用の増加が見込まれています。また高齢者の増加に伴い、さらなる移動手段の確保が求められる一方で、燃料費の高騰や人員不足など、交通事業者の経営環境は今後も厳しい状況が続くことが懸念されます。既存の公共交通の利用促進とあわせて、持続可能で効率的な移動手段の検討を進める必要があります。

まちづくり指標	現状値 (R4年度)	目標値 (R9年度)
JR取手駅1日平均乗車人数(人)	22,162	23,267
1便当たりのコミュニティバス利用者数(人)	6.2	7.3
道路補修処理率(%)	96.0	96.5



重点施策の展開方針

すべての人に便利でやさしい、快適なまちづくりを進めるため、道路や雨水排水設備といった日常生活に直結する公共インフラの整備を進めます。厳しい財政状況にあっても、必要な改修を進めていくため、効果的に起債や国の補助金を活用し、施設整備や既存施設の維持管理を継続的に実施していきます。

特に公園については、子どもたちや高齢者をはじめとして、すべての市民が安全・安心かつ快適に利用できるように、遊具をはじめとする公園施設の点検を行い、計画的な維持管理に取り組みます。

また、地域公共交通についても、事業者や関係者との協議のもと、高齢者をはじめとしたすべての市民への持続可能な移動手段の提供を目指します。

関連計画等

- 取手市まちづくり交通計画
- 取手市移動円滑化基本構想
- 取手地方広域下水道事業基本計画(雨水)
- 取手市緑の基本計画
- 取手市舗装修繕計画
- 取手市都市公園施設長寿命化計画
- 取手市公共施設等総合管理計画
- 取手市橋梁長寿命化修繕計画
- 取手市長寿命化修繕計画(横断歩道橋)



重点事業(個別の取り組み)

- ◆道路改良・整備事業
- ◆道路維持補修事業
- ◆雨水排水対策事業
- ◆公園維持管理事業
- ◆地域公共交通ネットワーク維持・整備事業

政策 2

魅力の創造と発信

重点施策3 魅力の創出と移住定住の推進

重点施策4 市内産業活性化による地域の賑わいの創出

人を呼び込む



目指すまちの未来

都心へのアクセスの良さや水の豊かさ、緑の豊かさをあわせ持つ「ほどよく絶妙」な都市である取手市には、花火大会をはじめとしたイベントやアート等、様々な魅力があります。取手市を訪れた方にこれらの魅力を届けて好きになってもらうとともに、市民にも取手の魅力を再発見し、より愛着を持ってもらえるよう、シティプロモーションを積極的に展開していきます。

あわせて、取手市を選び、長く住んでもらえるよう、移住定住支援を進めます。

活気のあるまちづくりを進めていくためには、産業の活性化が必要となります。取手をフィールドとして新たなチャレンジをする方を応援するとともに、地場産業を守り発展させていくことで地域経済の活性化を図ります。



重点施策 **3**

魅力の創出と移住定住の推進

現状

少子高齢化が進む中で、まちの活力を維持・創出するため、住宅の取得や改修のための補助制度や移住支援制度により、子育て世帯など若年層を中心に移住定住人口の増加を図っています。

取手市には、豊かな自然や高い交通利便性等の様々な魅力がありますが、シティプロモーションによって、これらの魅力を多くの人に伝え、関係人口の創出につなげています。また、市民が主役の刊行物等の発行や、市民と協働でのシティプロモーションサイトを通じて身近で共感の持てる情報発信に努めているところです。

さらに、東京藝術大学があるまち、「アートのみち」として、至るところで芸術に触れられる環境も魅力となっています。取手を象徴する大きな要素であるアートを活かしたイメージアップや感性を育む機会の提供を進めています。

課題

魅力創出につながる情報発信のため、職員の情報発信力の向上や適切な発信ツールの選択等が重要となってきます。また、コロナ禍に高まった地方移住の気運が一過性のものとならないよう、今後も移住定住策を講じていく必要があります。

まちづくり指標	現状値 (R4年度)	目標値 (R9年度)
定住化促進住宅補助制度により定住化した人数(人:累計)	1,733	2,900
市公式YouTubeの総再生数(回:累計)	912,056	2,200,000



重点施策の展開方針

少子高齢化が進む中で、取手市が持続可能なまちづくりを進めていくため、良好な住環境の整備を図ります。また、子育て世帯を含む定住人口の増加を目指すため、引き続き転入の促進と転出の抑制に向けた支援策を展開していきます。

「このまちに住んでみたい」「ずっと取手市に住み続けたい」と思ってもらえるような、心に響くシティプロモーションを展開します。取手市の大きな魅力の一つであるアートについては、プロモーションとしてのみならず、市民のウェルビーイングの向上にも寄与することから、多様な主体との連携によって日常の中にアートが溶け込み、心豊かな生活が送れるようなまちづくりを進めていきます。

さらに、子どもをはじめとするあらゆる層に、豊かな感性・発想力・創造力を育むことができる多様な教育や体験の場を展開します。

関連計画等

- 第五次取手市情報化計画
- 取手市教育振興基本計画



重点事業(個別の取り組み)

- ◆ 定住化促進住宅補助事業
- ◆ 動画による魅力発信事業
- ◆ 市民協働による魅力発信事業
- ◆ 東京藝術大学との連携事業
- ◆ アートのあるまちづくり事業

重点施策4

市内産業活性化による地域の賑わいの創出

現状

まちに元気と賑わいを生み出すために、創業支援や企業誘致に取り組み、新たな雇用の創出を図ってきました。「起業家タウン取手」としてインキュベーションオフィス※のMatchhako(マッチ バコ)を展開し、創業スクールやビジネスプランコンテストを開催する等、ハード面・ソフト面の両方から起業家をバックアップしています。

また、商工会や不動産業者と連携して空き店舗活用補助金を交付したり、地元産の農産物の消費拡大のために給食等に地元食材を提供する等、様々な産業に対する支援によって、まちの活力創出につなげています。

加えて、買い物弱者の支援として、移動スーパーを事業協力者と運営し、生活基盤を支えています。

課題

産業振興への支援は世界情勢や景気動向により求められる役割や規模が変わります。また少子高齢化が進む中、買い物弱者支援の需要も高まっています。市民ニーズや時代に合わせた柔軟な支援体制が必要となります。

まちづくり指標	現状値 (R4年度)	目標値 (R9年度)
起業家カードの発行枚数(枚:累計)	150	250
移動販売箇所数(箇所)	55	60
新規就農者育成総合対策制度利用者数(人)	1	3



※ インキュベーションオフィス…新規事業に取り組む人に対して、様々なサポートを行う施設のこと。

重点施策の展開方針

創業支援事業においては、本制度のキャッチコピーである「起業家タウン取手」のさらなる推進に向け、国や県の施策の動向を注視しつつ、地域産業の活性化につなげていきます。

空き店舗の活用により、賑わいのあるまちづくりを進めるとともに、景観の悪化や地域経済の衰退、市街地のブランド価値の低下を防いでいきます。

身近な商店の減少や高齢化等による移動手段の制限により、移動スーパー等の需要が高まることも予想されるため、引き続き地域住民の要望に耳を傾けながら、誰もがアクセスできる買い物環境を整えていきます。

また、地元の農業生産者を支援することで地域経済の活性化を図るとともに、地域で生産されたものを消費することで、輸送に係るエネルギーを節約し、環境に持続可能な食品流通システムを構築します。

関連計画等

- 取手市産業振興戦略プラン
- 取手市農業振興地域整備計画



重点事業(個別の取り組み)

- ◆ 創業支援事業
- ◆ 企業誘致事業
- ◆ 空き店舗活用事業
- ◆ 買い物弱者支援事業
- ◆ 地産地消推進事業
- ◆ 市民農園及び体験型農園事業

政策 3

未来をつくる世代を育むまちづくり

- 重点施策5 子育てしやすいまちづくり
- 重点施策6 未来を担う人材を育てる学校教育



子どもが幸せ
に学び育つ

目指すまちの未来

取手市が持続的に発展していくためには、未来を担う世代を育てていくことが重要です。そのため、結婚から妊娠、出産、子育てといった、あらゆるステージにおいて子育て世代への支援を切れ目なく展開していきます。子育て世代が働きながらも安心して子どもを預けられるよう、様々なニーズに合った、質の高い保育サービスの提供を目指します。さらに、誰もが安心して幸せに子育てをできるように、社会全体で支え合う体制を構築していきます。

また、良質な教育は、子どもの健全な成長と発達には不可欠です。適切なサポートや学習の機会を提供することで、子どもの心身の健康を促進し、持てる可能性を最大限に引き出していきます。



重点施策 5

子育てしやすいまちづくり

現状

共働き世帯の増加に伴い、保育需要は増加しており、また様々なケースに対応できる柔軟な体制が求められています。

取手市では、こうした需要に応えられるよう、保育の質的・量的需要を満たすための受け皿の整備を進め、民間保育園の定員拡大整備も進めたことで、令和3年4月時点での待機児童数ゼロを達成しました。

子育てに孤独を感じることはないように、保護者同士のつながりや仲間づくりを支援するとともに、相談体制を充実させ、子育てに関する不安の解消に努めています。

課題

子どもに関する国の機関の再編や、子ども政策の強化により、自治体においてもこれに対応した体制や人材の確保、既存の子育てに係わる部局でのスムーズな連携が求められます。また、子育て環境の充実が若年層が居住環境を決める上でも重要視するポイントの一つであることから、子育て環境の良さを市内外にどのように発信していくかも課題の一つとなります。

まちづくり指標	現状値 (R4年度)	目標値 (R9年度)
待機児童数(人)	0	0
子育て支援センター利用者数(人)	21,855	30,000



重点施策の展開方針

少子化が急速に進む中で、安心して子育てができる環境整備を進めていくことで、子どもを持つことが幸せだと思える社会を構築していきます。

妊娠期から子育て期にわたるまで、あらゆるステージに合わせて、母子の身体的健康を守るとともに、手厚い相談体制により、子育てに関する心のケアも充実させていきます。

また、子どもは取手市の未来を担う存在であることから、保護者のみならず、地域社会がともに支え合いながら子どもの健やかな成長につなげることが望まれます。ファミリーサポートセンター事業をはじめ、様々な方が子育てを応援できる体制を構築していきます。

放課後子どもクラブ運営事業では、放課後や学校休業日に児童が安全で健やかに過ごせる居場所を確保するとともに、様々な体験活動等を行っていきます。

あわせて、こうした子育て世帯や子どもへの切れ目ない支援が一体的にできる体制を構築していきます。

関連計画等

- 取手市第二期子ども・子育て支援事業計画
- 第四次取手市保育所整備計画



重点事業(個別の取り組み)

- ◆ 親子の絆づくりプログラム事業
- ◆ 妊産婦・子育て女性の健康づくり事業
- ◆ 出産・子育て応援相談事業
(伴走型相談支援・経済的支援)
- ◆ ぬくもり医療支援事業
- ◆ 家庭児童相談事業
- ◆ ファミリーサポートセンター運営事業
- ◆ 利用者支援事業 保育コンシェルジュ
- ◆ 子育て支援センター事業
- ◆ 放課後子どもクラブ運営事業

重点施策 6

未来を担う人材を育てる学校教育

現状

市内の小中学校は、多くが昭和40年代後半から50年代にかけて児童生徒が急増したことに伴い、一斉に建築されました。老朽化や機能低下が進む中で、学校施設の大規模改修工事を平成18年度より順次進めてきました。さらに、令和4年度からは長寿命化改良工事を順次進めています。

また、国のGIGAスクール構想に基づいて導入されたタブレット端末を活用し、情報活用能力の育成や学習活動の充実を図ってきました。

こうしたハード面の整備に加え、全員担任制（中学校）やチーム指導（小学校）、教育相談部会システムを導入し、児童生徒に寄り添い、学校生活における小さなサインや変化に気づける体制を構築しました。

課題

学校施設の大規模改修（長寿命化改良）工事は、以前に改修を行った施設でも、老朽化が進んできている状況にあり、今後も計画的に改修を進めていく必要があります。

また、ICT※を活用した教育を推進していくために、機器整備を継続的に行うための予算措置や教員のITリテラシーの向上等が課題としてあげられます。

まちづくり指標	現状値 (R4年度)	目標値 (R9年度)
学校施設大規模改修（長寿命化改良）工事実施率（%）	89.0	95.0
児童生徒が互いの考えを共有して話し合いができるようにICT機器を活用している割合（%）	72.0	85.0



※ ICT…Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。通信技術を活用したコミュニケーションのこと。

重点施策の展開方針

ICT技術を活用し、児童生徒に基礎的・基本的な知識及び技能の習得に加え、思考力、判断力、表現力を伸ばす授業を展開していきます。

さらに、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、取手市独自の全員担任制・チーム指導と教育相談部会システムを連動させ小さな変化にも気づいて寄り添える体制を構築し、いじめの未然防止や早期発見に努め、適切に対処できる環境づくりを進めます。

また、児童生徒が安全かつ快適な環境下で教育を受けられるよう、建物の耐久性や省エネルギー性能等の向上を図るとともに、多様な学習環境の提供を可能にするための長寿命化改良工事を進めます。あわせて、通学路の整備やスクールバスの運行等により登下校時の安全を確保します。

市内の学校では、特色あるプログラムを展開し、学校教育の選択肢の幅を広げることで、多様なスキルや価値観を育みます。

中でも、小規模特認校である山王小学校では、小規模ならではのきめ細やかな教育環境の下、英語教育、アート等の5つの特色ある教育を実践していきます。

関連計画等

- 取手市教育振興基本計画
- 取手市第二期子ども・子育て支援事業計画
- 指導課要覧



重点事業（個別の取り組み）

- ◆ 学力向上推進事業
- ◆ いじめ防止対策推進事業
- ◆ 児童生徒の安全対策事業
- ◆ 学校施設大規模改修（長寿命化改良）事業
- ◆ 特色ある新しい学校教育推進事業（小規模特認校）

政策 4

健康でいきいきとした社会の実現

- 重点施策7 ぬくもりある医療・福祉の提供
- 重点施策8 健康づくりの推進
- 重点施策9 生きがいやつながりを持てる社会の実現
- 重点施策10 市民と協働でつくる地域社会



健康に暮らす

目指すまちの未来

取手市が目指すのは、一人ひとりが生きがいを持ち、家族や地域の人々が絆で結ばれた、心身ともに健康で豊かに暮らせる社会です。幅広い年代層の市民の健康増進のために、ぬくもりある医療・福祉を安定的に提供し、楽しく運動できる環境づくりや、食育の推進のための事業を実施します。さらに、健康寿命を伸ばし、いきいきとした生活が送れるように、誰もが地域のプレイヤーとして活躍できる場づくりを行っていきます。

また、生きがいやつながりを持てる社会の実現のために、生涯にわたって様々な学びの機会を提供していきます。さらに、市民、企業、行政が協働、連携し、地域コミュニティの活性化を図るための各種施策を展開します。



重点施策 7

ぬくもりある医療・福祉の提供

現状

令和5年4月現在、本市の高齢者人口（老年人口=65歳以上の人口）は36,780人であり、全人口に占める割合は、34.7%です。令和10年の高齢者人口は35,826人、高齢化率は35.0%と推計されています。

取手市では、高齢者が交流を通じて元気で活力にあふれた日常を送れるよう、居場所づくりや移動支援を推進しており、外出意欲を刺激し、孤立や閉じこもりを防いでいます。

国のSDGs実施指針「健康・長寿の達成」のさらなる推進のため、各種高齢者福祉サービスの提供、介護保険事業運営、地域包括ケアの推進に力を入れています。

課題

令和6年には、団塊の世代（昭和22年～昭和24年生まれ）の方が後期高齢者（75歳以上）となり、人口に占める後期高齢者の割合が20%を超える見通しです。増加の一途をたどる後期高齢者の健康維持と自立を促進するとともに、高齢者の日常生活を支える事業を検討、実施していく必要があります。

まちづくり指標	現状値 (R4年度)	目標値 (R9年度)
地域ケア会議の年間開催回数(回)	46	50
移送サービス・タクシー利用助成券の年間利用回数(高齢者分)(回)	14,680	16,000



重点施策の展開方針

生涯を通して住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるよう、地域医療との連携を図りつつ、各種支援体制づくりを推進します。

市内に5カ所ある地域包括支援センターで高齢者や家族等の相談に応じながら、様々な支援事業を行います。

ひとりで公共交通機関を利用することが困難な高齢者等に対しては、タクシーや移送サービス等の利用料を一部助成し、活動的な日常を送れるよう支援します。

在宅のひとり暮らし高齢者等に対しては、緊急通報装置を設置することにより、在宅生活の不安を軽減します。

また、成年後見制度の利用を促進することで、本人の権利利益の保護と、家族の負担軽減を図り、地域社会の活性化につなげます。

関連計画等

- 第10期取手市高齢者福祉計画・第9期取手市介護保険事業計画
- 第二期取手市成年後見制度利用促進基本計画



重点事業(個別の取り組み)

- ◆ 地域包括支援センター運営事業
- ◆ 高齢者等移動支援事業
- ◆ 緊急通報システム事業
- ◆ 成年後見制度利用促進事業
- ◆ 高齢者クラブ活動支援事業

重点施策 8

健康づくりの推進

現状

身体健康はもちろんのこと、一人ひとりが生きがいを持ち、家族や地域の人々が絆で結ばれた、心身両面の豊かさにあふれていること。それが取手市の目指す「健康な地域社会」です。

生涯を通し健康で安心して暮らせるまちづくりを目指し、県や医師会等との連携を強化しながら、健康に関する意識の向上を図るとともに、保健事業と介護予防を効果的・効率的な事業として一体的に実施していくために、庁内の関連各課との連携を充実させるよう取り組んでいます。

課題

団塊の世代が後期高齢者層に入りはじめ、フレイル（加齢に伴う心身の虚弱化）対策、介護予防に着目した幅広い施策展開が求められています。

また、生活習慣病の重症化を予防するため、特定健康診査の受診率の向上対策や、重症化リスクの高い方を早期に医療機関受診へつなげるための取り組みにも、さらに力を入れていく必要があります。

まちづくり指標	現状値 (R4年度)	目標値 (R9年度)
特定健康診査受診率(%)	36.8	52.0
生活習慣病ハイリスク者介入後の受療割合(%)	31.5	40.0



重点施策の展開方針

市内公共施設や市内の医療機関において健康診査を実施し、糖尿病等生活習慣病の予防と早期発見に努めます。また、生活習慣病リスクの高い方等を対象に保健指導を行い、重症化を予防します。

幅広い世代の健康知識の普及啓発のために、食生活の改善・健康づくりの普及事業を推進し、成人向けの健康相談や健康教育を企画していきます。

自治会・集会所等地域で自主的に介護予防活動を行う地域住民団体にも補助金を交付し、活動を支援します。

高齢者の健康づくりについては、保健事業と介護予防を効果的・効率的に一体的に実施していく仕組みを構築し、全庁を横断して取り組みます。働き盛り世代には各種がん検診を実施し、早期発見、早期治療を推進します。

関連計画等

- 第二期健康とりで21
- スマートウェルネスとりでの推進
- 取手市国民健康保険保健事業総合計画(第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画)
- 第10期取手市高齢者福祉計画・第9期取手市介護保険事業計画



重点事業(個別の取り組み)

- ◆ 特定健康診査事業
- ◆ 生活習慣病重症化予防事業
- ◆ 健康づくり推進事業
- ◆ 成人健康教育事業
- ◆ 自治会・集会所単位での健康づくり支援事業
- ◆ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業
- ◆ 働き盛り世代のがん対策事業

重点施策 9

生きがいやつながりを持てる 社会の実現

現状

生涯にわたって生きがいを持ち、家族や地域の人々とのつながりを感じながら心豊かに暮らすためには、自ら学び、感動することができる生涯学習の機会を充実させることが重要です。

市では、学校教育の充実・子育て世代支援策の展開・生涯学習の充実とスポーツの振興を着実に進め、市民の多様な学習ニーズに対応した学習機会の提供ができるよう、特色ある各種取り組みを展開しています。

課題

市民の学習意欲も多様化、高度化しており、様々な分野の専門的な学習機会を体系的、継続的に提供していく取り組みが求められています。

また、社会教育施設である公民館、図書館、スポーツ施設等の老朽化が進んでおり、施設のバリアフリー化も視野に入れながら、計画的な改修等が必要となってきています。

まちづくり指標	現状値 (R4年度)	目標値 (R9年度)
市民大学受講者数(人)	1,274	1,500
市主催スポーツ大会への参加者数(人)	1,674	2,800



重点施策の展開方針

市民誰もが生きがいを感じることができるよう、生涯学習の観点から、各種施策を推進していきます。

様々な分野の専門的な内容を扱う充実した市民大学講座を開設し、市民の学習意欲の向上を図ります。

生涯学習施設として、各地域の特色を活かした魅力ある事業を展開し、地域とのつながりや生きがいづくりを支援します。

子どもの年齢に応じた本との出会いの機会の提供、点字図書や大活字本などのアクセシブルな書籍等の受け入れにより、様々な市民の読書活動を推進します。

また、スポーツ推進委員やスポーツ協会と連携し、市民が気軽に参加できるスポーツ大会を開催し、市民の健康増進と市民同士のつながりを図ります。

関連計画等

- 取手市教育振興基本計画
- 取手市子ども読書活動推進計画（第3次）



重点事業（個別の取り組み）

- ◆ 市民大学事業
- ◆ 公民館活動推進事業
- ◆ 読書活動推進事業
- ◆ スポーツ振興事業

重点施策 10

市民と協働でつくる地域社会

現状

安全で快適な住みよい地域社会をつかっていくためには、市民の自立と自治の意識が不可欠であり、人と人が信頼し合い、助け合う連帯意識が必要です。

そして、地域でのコミュニティ活動は、地域住民自らが主体的に地域の課題に取り組むことが重要です。

市民等によるボランティア活動は学校等での教育普及もあり、地域への関わり方のひとつとして広く認識されるようになりました。引き続き市民と行政との協働により、地域の課題を地域で解決することを念頭に置き、各種施策に取り組んでいます。

課題

少子高齢化、社会経済状況の変化に伴い、福祉分野をはじめ、まちづくりや環境、教育、防災、防犯等の幅広い分野で、地域のつながりの希薄化に由来する様々な課題が生まれています。

また、若い世代を中心とした自治会離れが進む中、地域コミュニティの核となる自治会活動の担い手不足も課題となってきています。

まちづくり指標	現状値 (R4年度)	目標値 (R9年度)
地区集会所整備・維持件数(件)	6	31 (R6-R9累計)
市民と行政の協働事業件数(件)	115	140



重点施策の展開方針

地域課題の解決や担い手育成のため、市民、企業、行政が協働、連携し、地域コミュニティの活性化を図るための各種施策を実施します。

市と地域の橋渡し役である市政協力員に対し、研修会や先進地視察等を実施し、相互の連携強化を図ります。

各高齢者クラブの活動を充実させるための活動費を助成し、高齢者の生きがいと地域活動を促進します。

市民活動の拠点としての市民活動支援センターを管理運営し、活動の支援や助言を行います。高齢化や担い手不足のボランティア団体と地域参加を主導する市民とのマッチングや、公募型の補助制度を運用し、活動の活性化と新たな担い手をつなぐ機会をつくれます。

地元自治会や公共施設の里親（市民のボランティア）と連携し、地域ニーズを反映した公園づくりを進めます。

関連計画等

- 取手市市民協働基本方針
- 取手市緑の基本計画



重点事業（個別の取り組み）

- ◆ 市政協力員活動支援事業
- ◆ 高齢者クラブ活動支援事業【再掲】
- ◆ 市民活動支援と協働の推進事業
- ◆ 市民との協働による公園整備事業

政策 5

大切な日常が守られる環境整備

- 重点施策11 安全安心な生活を送れるまちづくり
- 重点施策12 脱炭素と循環型社会



安心して暮らす

目指すまちの未来

市民の日常生活を安全・安心なものとするために、防災と防犯が行き届いたまちづくりを進めます。

全国的にも多発している水害の被害を防止または軽減できるよう、排水施設の充実を図るとともに、いつ起きるか分からない災害リスクを少しでも減らし、市民が安心して生活できるよう、消防体制を強化していきます。新たな都市整備を行うにあたっては、こうした災害リスクに考慮したまちづくりを進めていきます。

また、これらの災害対策は行政のみならず、市民協働による取り組みが必要不可欠となります。そのため、自助・共助による地域防災力の強化と地域の防犯活動に努めていきます。

さらに、世界的な異常気象の原因と言われる地球温暖化が進む中で、引き続き市としての役割を果たすべく、温室効果ガスの排出抑制策を推進し、カーボンニュートラル社会に向けた取り組みを展開します。



重点施策

安全安心な生活を送れるまちづくり

現状

自然災害のリスクについて、総合防災マップの作成等、市民への周知活動に力を入れ、防災ラジオ貸与台数も着実に増えています。

また、取手・藤代の2カ所の防犯ステーションを拠点とした児童生徒の見守り活動やパトロールを実施し、近隣小学校とも連携し防犯に努めています。

限られた財源の中で、効果的な雨水排水整備や施設の維持管理を行い災害に対応しています。

また、災害が発生した際に、迅速に対応できるよう、消防力の強化にも努めています。

課題

自主防災会や防犯活動推進員等、市民の担い手の高齢化により、次世代の人材育成と確保が必要となっていますが、困難な状況です。

ハード面では、財政状況を考慮しながら明確な優先順位を付け、整備していく必要があります。特に浸水・冠水被害については、被害の解消または軽減につながる整備や体制の強化が急務です。

まちづくり指標	現状値 (R4年度)	目標値 (R9年度)
自主防災会未結成地区の解消(未結成地区数)	15	13
消防団員の充足率(%)	88.0	93.0



重点施策の展開方針

消防団及び自主防災会の人材確保を進めつつ、地域の実情に合わせた災害時避難計画等の策定と周知を支援します。

市の防災情報や災害情報を迅速かつ的確に市民に伝える手法についても研究し、改善を図ります。

防犯ステーションの環境整備と、パトロール等の充実を図り、安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

内水被害※を含め、大雨時の雨水排水の整備を推進し、被害の解消または軽減を図ります。

また、消防隊員の知識・技術の向上を図り、各種災害等に的確に対応するための体制を強化します。



重点事業（個別の取り組み）

- ◆ 消防団運営事業
- ◆ 地域防災力の強化事業
- ◆ 防犯ステーション運営事業
- ◆ 雨水排水対策事業【再掲】
- ◆ 消防隊員・救急隊員の育成事業

※ 内水被害…下水道等の排水施設の能力を超えた雨が降った時や、雨水の排水先の河川の水位が高くなった時などに、雨水が排水できなくなり浸水する現象。

関連計画等

- 取手市地域防災計画
- 取手市国民保護計画
- 取手市国土強靱化地域計画
- 取手地方広域下水道事業基本計画（雨水）
- 消防車両更新計画
- 消防職員研修等計画
- 消防団活動環境整備計画
- 消防団車両更新計画

重点施策 12

脱炭素と循環型社会

現状

地球温暖化により、世界的に異常気象が見られるようになってきました。取手市においても、年平均気温が過去40年で約0.6℃上昇し、2100年には、最大で約1℃から5℃高くなると予測されています。

そのような中、令和2年に、市民、事業者等、市全体が気候変動に対する危機意識を持ち、地球温暖化対策に取り組むための「取手市気候非常事態宣言」を表明しました。

環境基本計画や地球温暖化防止実行計画等に基づき、環境保全、地球温暖化対策、4R行動※の推進への取り組みを進めています。

課題

環境問題への取り組みには、市だけではなく、市民、企業とすべての主体が一体となった取り組みが求められています。そのような中で、地球温暖化対策や4R行動の推進、環境教育等に取り組んでいくために、どのようなことに、どうやって取り組むべきかを見極める必要があります。

まちづくり指標	現状値 (R3年度)	目標値 (R9年度)
1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)	876	834
ごみのリサイクル率(%)	20.4	31.2
市役所の温室効果ガス排出量(t-CO ₂)	3,925.8	3,213.4



※ 4R行動…リフューズ(過剰な包装等のごみになる物は進んで断ること)、リデュース(ごみの発生・排出を抑制すること)、リユース(不要となった物の再利用に努めること)、リサイクル(ごみとして排出されたものを再び資源として使うこと)の4行動。

重点施策の展開方針

温室効果ガスの排出を減らすため、ごみの分別の徹底や4R行動に関する市民への啓発に取り組み、ごみ焼却量の削減を図ります。

再生可能エネルギー導入の推進と、省エネルギーにつながる技術や手法の活用について、官民連携による取り組みを進めます。

また、未来を担う子どもたちに、地球温暖化や環境問題、自然環境の重要性等についての知識を伝え、理解と関心を深め、意識の向上を図ります。



重点事業(個別の取り組み)

- ◆ 4R行動推進事業
- ◆ 脱炭素社会推進事業
- ◆ 効率的なエネルギー利用促進事業
- ◆ 環境教育事業

関連計画等

- 第二次取手市環境基本計画
- 取手市一般廃棄物処理基本計画
- 取手市災害廃棄物処理計画
- 第二次取手市地球温暖化防止実行計画(事務事業編)
- 取手市地球温暖化防止実行計画(区域施策編)

政策 6



次の世代へ!

将来にわたり発展する地域社会の構築

- 重点施策13 デジタル化の推進
- 重点施策14 持続可能な自治体経営
- 重点施策15 多様性を認め合う平和な社会

目指すまちの未来

将来にわたり活力を持ち、市民がいきいきと暮らせるまちであり続けるために、持続可能な行政運営と、市民が互いの多様性を認め合い、尊重し合う地域社会づくりを目指します。

また、DX[※]の推進により、市民の利便性を向上させるとともに、庁内事務の効率化を図り、人的資源を行政サービスの向上につなげていきます。

こうしたデジタル化を含め、事務の効率化や歳出削減等、行政改革に努めながら、きめ細かな行政サービスの提供と、市民協働によるまちづくりに取り組む、持続可能な行政運営に取り組みます。

※ DX…デジタルトランスフォーメーションの略。デジタル技術の活用を通じて人々の生活をより良いものへと変革すること。



重点施策 13

デジタル化の推進

現状

高速で大容量な通信基盤の全国的な普及を背景に、民間企業ではオンラインでの銀行取引や商取引、契約手続等のあらゆる分野でデジタル化が進展しています。

また、近年では個人におけるスマートフォンの所有率が急速に増加しており、市民が容易にインターネット空間にアクセスできる環境が整いつつあります。

こうした現状を踏まえ、本市においてもこれまでに一部の行政手続でのオンライン申請等の実施を始め、住民票等のコンビニ交付サービスの他、デジタルを活用した便利な市民サービスを提供してきましたが、今後も一層のサービス充実が期待されています。

課題

AIやRPA等、進展するデジタル技術の動向を適切に把握し、財源の確保に努めつつ、市民のサービス向上や業務効率化につながるデジタル技術の導入・推進を図る必要があります。

デジタル化が広まる一方で、スマートフォンの操作方法が分からない、といったデジタルに不慣れな市民や、インターネットの利用に不安を抱えている市民に対して行政が支援し、これらの解消に努めることが求められます。

まちづくり指標	現状値 (R4年度)	目標値 (R9年度)
市役所窓口におけるキャッシュレス決済利用率(%)	—	40.0
RPA・AI-OCR※を活用した業務数(件)	12	40
出前講座やイベント出展ブースでのデジタルに関する相談会の開催数(回)	0	10



※ AI-OCR…文字の読み取り技術であるOCR(Optical Character Reader)技術にAI技術を組み合わせたもの。コンピュータ自らが学習することで、文字の認識率を高めている。

重点施策の展開方針

マイナポータルや子育て・介護等のワンストップサービス、いばらき電子申請・届出サービス等を活用し、原則としてすべての申請等の行政手続がオンラインにより実施できる簡単で便利な「オンライン市役所」の実現を目指します。

また、市民が来庁し申請書等を提出する窓口業務について、デジタルを効果的に活用し、手続きが簡単、正確に、かつ速やかに完了できる仕組みを導入するとともに、手数料納付のキャッシュレス化を進め、市民サービスの向上と業務効率化を図ります。

AIやRPA等、最新の技術を適切に取り入れることにより、事務作業の効率化や作業時間の短縮を図り、人員配置の見直し等、行政事務の最適化に取り組むとともに、紙資料の削減により、環境負荷の低減を目指します。

官民間問わず社会全体がデジタル化に向かう中で、すべての市民が安心してオンライン上でのサービスを活用できるように、利用のための情報提供やデジタルデバイスの活用支援等、様々なアプローチに取り組めます。

関連計画等

- 第五次取手市情報化計画



重点事業(個別の取り組み)

- ◆ 行政手続オンライン化推進事業
- ◆ スマートなデジタル窓口整備事業
- ◆ AI・RPA活用推進事業
- ◆ 市民へのデジタル支援事業

重点施策 | 4

持続可能な自治体経営

現状

学校施設をはじめとした公共施設の老朽化に対応し、統廃合や修繕、改修、長寿命化に取り組んでいます。

また、道路・橋梁や下水道等、生活インフラの長寿命化にも取り組み、将来にわたる生活環境と行政サービスが維持されるよう努めています。

歳入の確保については、公有財産の処分やふるさと取手応援寄附金の活用とともに、収納率の向上や納付方法の多様化を進めてきました。

課題

市民サービスを向上させつつ、行政事務の効率化を図ると同時に、人材の確保を継続的に進める必要があります。

少子高齢化が進む中で、税収を確保するためには、定住化促進や産業振興、企業支援等、総合的な取り組みが必要です。

まちづくり指標	現状値 (R4年度)	目標値 (R9年度)
将来負担比率(%) (一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合)	9.2	0
ふるさと納税寄附額(百万円)	1,083	4,000



重点施策の展開方針

健全な財政運営に取り組み、歳入の確保を図りつつ、業務の最適化と効率化を推進します。

長期的な視点の下、老朽化した施設の長寿命化と再整備についての検討を行い、公共施設の適正な整備に努めます。

歳入の確保については、将来にわたって利活用が見込まれなくなった公有財産の処分について、積極的かつ慎重に検討を行うとともに、ふるさと取手応援寄附金の制度を活用し、取手の知名度と魅力向上を図りながら歳入増となるよう取り組みます。

関連計画等

- 取手市公共施設等総合管理計画
- 取手市公共施設等総合管理計画第1次行動計画
- とりで行政経営改革プラン2020



重点事業(個別の取り組み)

- ◆ 行政改革推進事業
- ◆ 公共施設マネジメント推進事業
- ◆ 未利用地の財産処分事業
- ◆ ふるさと取手応援寄附金の募集・活用事業
- ◆ AI・RPA活用推進事業【再掲】

重点施策 15

多様性を認め合う平和な社会

現状

人権尊重の理念に対する正しい理解と認識を深めるため、学校教育及び社会教育等を通して人権尊重の意識向上を図っています。

男女共同参画推進事業では、市民との協働による各種施策や、若年層向けDV予防啓発活動等も含め、福祉部門をはじめ、庁内各課と連携した取り組みを進めています。

また、令和7年度に戦後80年の節目を迎えることを見据え、平和の尊さに対する啓発に力を入れています。

課題

社会に根深く存在する人権問題に加え、社会情勢や価値観の変化、多様化に伴い変遷する人権課題は、その時々状況踏まえた柔軟な対応が求められます。

また、いじめ防止対策をはじめとした学校における人権教育も、多様性に配慮したより一層の取り組みの推進が求められています。

平和推進事業では、SDGsのゴールにもある「平和なまちをすべての人が享受できる社会」の大切さを問いかける取り組みを地道に継続することが重要となってきます。

まちづくり指標	現状値 (R4年度)	目標値 (R9年度)
市の各種審議会等における女性委員の割合 (%)	32.9	35.0
教育活動全体を通して、人権意識を育む人権教育を推進したと答えた学校の割合 (%)	100	100



重点施策の展開方針

人権擁護委員と連携し、人権教室や街頭活動及び定期的な人権相談の実施により、人権侵害等の相談に対応するとともに、人権意識の向上を図ります。

人権・同和問題講習会や研修会への参加を通じ、人権尊重の意識の確実な浸透を図るとともに、市民への人権啓発を推進します。

男女共同参画推進条例に規定されている基本理念を具体化し、社会経済状況の変化から生じた新たな課題に的確に対応するための事業を行います。

市や県のスクールロイヤー[※]によるいじめ予防授業の実施や、性的少数者に関する理解促進等、さらなる教育の充実に取り組みます。

非核兵器平和宣言都市として、平和展等の各種平和推進事業を通して、平和の尊さを啓発していきます。

関連計画等

- 第四次取手市男女共同参画計画
- 取手市教育振興基本計画



重点事業(個別の取り組み)

- ◆ 人権啓発事業
- ◆ 地域改善対策事業
- ◆ 人権教育推進事業
- ◆ 男女共同参画推進事業
- ◆ 平和推進事業

※ スクールロイヤー…学校内の様々な問題の相談に応じる弁護士のこと。



資料編

基本構想

1. 取手市の将来構想

(1) 将来都市像

本市は、利根川や小貝川、緑豊かな田園地帯や丘陵部の斜面林など、豊富な「水と緑」という恵まれた地域資源に加え、郷土の歴史やこれにまつわる有形・無形の文化資産を有しています。

これらの地域資源や文化資産を貴重な財産として守り育み、まちの魅力を積極的に発信していくことにより、多くの人々をひきつけ、住みたい、住み続けたいと思われる魅力ある都市となる可能性を秘めていると言えます。

また、本市は都心まで約40キロメートルのところに位置し、鉄道や道路が結節する茨城県南部における交通の要衝であり、茨城県の玄関口として高い生活利便性を有しています。

この利便性の高さを活かし、企業の誘致や起業・創業を積極的に促進することにより、活気と活力あふれる都市への変貌が可能であると考えられます。

一方で、人口減少や少子・高齢化などの課題に向き合い、また、安全で安心なまちづくりを進めることにより、子どもを安心して産み育てることができ、将来にわたって住み慣れた地域で健康・快適にいきいきと暮らし続けることができるまちであることが求められています。

そこで、本市の将来都市像を「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち とりで」とし、市民が互いに支えあい、思いやりを持って暮らし、住んでいる人にも、訪れる人にも優しいまちづくりを目指します。

また、豊かな自然や、子供たちがのびのびと成長する環境を大切にすると共に、市民と行政が力を合わせて互助・共助の盛んな地域風土を育み、次世代に引き継ぐ精神を持ち、次世代に誇れるまちづくりに取り組むことにより、人の絆や生きがい、心身の健康を保持しつつ、魅力と活力、郷土愛を育むまちづくりを目指します。

ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち とりで

(2) 土地利用の基本方針

①安全・安心な土地利用の確保

本市で生活を営む市民の生命と財産を守るため、台風・大雨による浸水や地震・火事などの災害時への対応に十分配慮しながら、安全・安心な生活環境の確保に向けて、計画的な都市環境整備を推進します。

②計画的な土地利用誘導による集約型都市構造¹への移行

将来にわたって持続可能な都市づくりを実現するため、低炭素社会の実現とともに集約型都市構造への移行を目指します。

そのため、土地利用規制に基づいた計画的な土地利用誘導により、既存市街地の高度利用を図りながら、郊外部における無秩序な開発を抑制し、低密度な都市の拡大の防止に取り組みます。ただし、市内に分散する、地域住民の生活を支える重要な都市機能については、高齢社会への移行も踏まえ、その機能の維持・充実に配慮します。

¹ 基本的な公共交通沿いに集約拠点の形成を促進し、生活に必要な諸機能が集約され歩いて暮らせる都市環境。

③ゆとりある良好な居住環境の形成

人口減少社会の中、市内への若年層の定住化を促進するため、生活道路や公園、下水道等の生活基盤の充実を図るとともに、緑豊かでゆとりのある良好な居住環境の整備を推進します。

また、高齢社会への移行を踏まえ、誰もが暮らしやすい居住環境を形成するため、生活環境のバリアフリー化や身近な商店街等の商業・業務機能の充実・誘導を図り、生活利便性の向上を目指します。

④質の高い快適な操業環境の形成

市民の雇用の場としても重要な役割を担う事業用地については、既存用地の有効活用を基本に周辺環境との調和に十分配慮しながら、産業基盤の整備・拡充を図り、操業環境の向上を目指します。

また、集約型都市構造へ与える影響等を検証した上で、周辺の営農環境や居住環境に十分配慮しながら、本市の活力の維持・向上に向けた新たな産業拠点としての土地利用を誘導し、必要な環境整備と土地利用転換を検討します。

⑤自然環境の適切な保全・管理・活用

本市の特徴である利根川、小貝川及び周辺緑地等の豊かな自然環境については、適切な保全・管理・活用を推進するとともに、必要に応じてそれらを活用した地域活性化に資する公園等の拠点整備を進め、自然豊かな潤いのある都市空間の形成を目指します。

また、本市に広がる農地については、環境を保全する大きな役割を果たしていることから、農業生産の場としてだけでなく、美しい田園景観を構成する貴重な要素として、今後も積極的な保全・活用を図ります。

2. まちづくりの基本方針

本市の将来像「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち とりで」を実現するため、6つのまちづくり方針を設定します。実現にあたっては、市民や地域・各種団体等と行政が連携、協働してまちづくりを進めます。

(1) 健やかで、安らぎと温もりのあるまちづくり

市民が健康についての正しい知識を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことによって、高齢者を含む全ての人々が健康で生きがいを持って豊かな人生を送れるよう、社会全体で市民の健康づくりを支えます。

また、保健・医療・福祉が効率的に連携し、多様なニーズに対応したきめ細やかなサービスを安心して受けられるまちを目指します。

さらに、年齢や収入、障害の有無に関係なく、すべての人がその人らしく生涯を通じていきいきと自立した生活を送れるよう、経済的に困窮している世帯や生活に課題を抱える世帯が、必要な支援を受けながら自立し安定した生活を送ることができる体制づくりを進め、平等で支えあう社会の実現に努めます。

(2) 豊かなところと個性を育むまちづくり

安心して子どもを産み育て、健やかに子どもが成長できるよう、社会全体で子どもたちを見守り育てるという意識を高めるとともに、保健・医療・福祉に関する様々な事業の連携・充実を図り、安心感を持てる社会を目指します。すべての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、教育・保育の提供や子育て支援施策を展開します。

幼児・学校教育は教養と感性を豊かにするだけでなく、充実した人生の糧になる重要な要素であることから、子どもの主体的な学びを支え、確かな学力の定着や生きる力を育むための教育環境の整備を進めます。

また、すべての市民が学習と交流を通じて生きがいを感じることができるよう、生涯にわたって自由に学習に取り組むことのできる環境と、スポーツを通じて健康な生活を営むことができる環境づくりを推進します。

(3) 活気と魅力あふれる元気なまちづくり

本市が自立性を高め、活気あるまちづくりを進めるためには、産業振興や雇用の場の確保が重要であることから、時代の変化に対応した産業振興策や支援体制の強化を促進するとともに、産業間の連携のもと、農産物や地域資源を活用したビジネスの展開や市民による新たなビジネスチャンスを広げるための施策など、地域に根ざした産業の発展を支援します。

また、地域経済の活性化のため、街並みの整備により駅周辺を中心に賑わいを作りだすとともに、活力と賑わいが持続するよう、地域で産業、雇用、消費が生まれ交流が活発に行われるまちを目指します。

併せて、若年層を含む幅広い世代の人口定着が図られるよう、若年層が集まって出会えるような活気あるまちづくりを進めるとともに、本市の認知度やイメージの向上に努めるなど、魅力的なまちづくりと情報発信を積極的に進めます。

(4) 都市と自然が調和した環境のまちづくり

利根川や小貝川をはじめとする河川、広大に広がる田園環境、市街地周辺に残る斜面林等豊かな自然資源を有していることから、次世代に引き継ぐ財産として自然を守り、市全体を市民の憩いと安らぎの空間として育み、自然と調和した良好な住環境を保持するよう努めます。

また、持続可能な循環型社会を目指し、市民、事業者、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、連携して環境問題に取り組む仕組みと、環境に配慮した行動、環境保全活動等に自発的に取り組む社会の実現を目指します。

(5) 快適で、安心できるまちづくり

市民が日常生活に必要な行政サービスや商業機能を享受できる集約型都市構造を促進し、誰もが安心して快適に、そして、健康な生活を送ることができる、都市としての質の向上と、持続可能な都市づくりの実現を目指します。

そのため、取手駅周辺地区の拠点性の向上と、藤代駅周辺地区や鉄道沿線地区・主要道路沿道地区等の既成市街地における都市機能の集積を進め、あわせて人にやさしい道路や公園等の整備により魅力ある都市空間の整備を進めます。

また、市域における良好な住環境の実現を目指し、美しい街並み形成や上下水道・河川の整備を推進するとともに、市民の日常交通手段となる利便性の高い公共交通網の形成を促進します。

安全で安心なまちづくりには、地域住民の自主的な活動が重要な役割を果たします。

防災については、住民による消防団、自主防災会などの活動に対し、適切な支援を行うとともに、拠点施設の確保を図り、地域防災力の維持・強化に努めます。

防犯と安全対策についても、ボランティア活動や見守り事業など、地域住民のボランティア活動の推進と支援に努めます。

日常生活の中で一人ひとりが高い意識を持ち、協力し合いながら安心して暮らすことができるよう、市民と行政が連携して、迅速かつ的確に対応できる防災力と、犯罪を未然に防ぐ防犯力の高いまちづくりを目指します。

(6) 自主・自律、未来をひらくまちづくり

まちづくりは市民一人ひとりが主役であり、生活の基盤となるそれぞれの地域の活性化こそが活力の源といえます。市民間の活発な交流を促進し、自治意識が醸成されるよう地域活動への支援を行い、市民の自主的な活動を促進するとともに多様な主体による協働社会の実現を目指します。

また、人々の意識や行動、社会の慣習の中には、性別による固定的な役割分担意識が存在し、多様な生き方の選択に影響を与えていることから、男女平等意識の定着を図り、男性も女性もお互いの人権を尊重し協力しあう社会の実現を目指します。

多様化する住民のニーズを的確に把握し、安定した継続性のある住民サービスを提供するために、適時・適切に対応できる柔軟な組織体制づくりを推進します。併せて、行財政の面において費用対効果を見通した効率性が高い運営を進めるとともに、多様化する行政課題や行政需要に対し、必要性や緊急性を加味した上で柔軟な対応による行政サービスが提供できるよう努めます。

まちづくり指標

政策体系		まちづくり指標	現状値 (R4年度)	目標値 (R9年度)	①指標の設定理由/②目標値の考え方
政策	重点施策				
快適で住みやすい都市の実現	訪れたい・住み続けたい都市空間の創出	取手駅北土地区画整理事業の整備進捗率 (%)	72.5	100	①駅前の都市空間の整備状況を測るため。 ②取手都市計画事業取手駅北土地区画整理事業の計画期間に合わせて設定。
	快適な生活を支える都市機能の充実	JR取手駅1日平均乗車人数(人)	22,162	23,267	①公共交通の要であるJRの運行本数等に影響を与える利用者数を測るため。 ②コロナ禍以前の令和元年度の値(27,277人)をベースに、上位200駅の平均減少率(81.3%)を乗じ、年1%ずつ上昇すると仮定して設定。
		1便当たりのコミュニティバス利用者数(人)	6.2	7.3	①公共交通維持のために利用者数の確保ができていないかを測るため。 ②コロナ禍以前の令和元年度の水準まで回復させることを目標値として設定。
		道路補修処理率 (%)	96.0	96.5	①快適で安心なまちづくりの整備状況を測るため。 ②老朽化により年々補修箇所が増加する中、監視体制の強化により、早期発見早期補修につなげ、年度内の処理率を0.5%高く設定。
魅力の創造と発信	魅力の創出と移住定住の推進	定住化促進住宅補助制度により定住化した人数(人:累計)	1,733	2,900	①本市の定住化施策により、どの程度の人口が定着したかを測るため。 ②制度開始からの平均利用者数を計画期間で乗じた数を目標値として設定。
		市公式YouTubeの総再生数(回:累計)	912,056	2,200,000	①本市に興味関心を持ってもらい、どれだけの人に魅力を伝えられたかを測るため。 ②アップする動画の数やクオリティを高めることで、年平均25万回程度の再生数を目標値として設定。
	市内産業活性化による地域の賑わいの創出	起業家カードの発行枚数(枚:累計)	150	250	①地域における創業者の増加により、市内産業の活性化が図られているかを評価するため。 ②令和3年度、4年度の発行枚数の平均値にプラス5件/年として目標値を設定。
		移動販売箇所数(箇所)	55	60	①住み慣れた地域で満足した生活ができる環境整備が進められたかを測るため。 ②令和4年度の実績を基準とし、年1か所ずつ増加することを目標値として設定。
		新規就農者育成総合対策制度利用者数(人)	1	3	①担い手を確保し、市内の農産物の持続可能性を測るため。 ②過去の実績値から、2か年毎に1名新規就農者数増を目標値として設定。

政策体系		まちづくり指標	現状値 (R4年度)	目標値 (R9年度)	①指標の設定理由/②目標値の考え方
政策	重点施策				
未来をつくる 世代を育む まちづくり	子育てしやすい まちづくり	待機児童数(人)	0	0	①保育の充実度と働きながら子どもを育てる環境が整っているかを測るため。 ②引き続き待機児童ゼロの維持に努め、保護者が安心して働ける環境を確保するための目標値として設定。
		子育て支援センター利用者数(人)	21,855	30,000	①充実した子育て支援体制の整備状況を測るため。 ②コロナ禍前の令和元年度の利用実績値(38,836人)に人口推計における令和9年時点と令和元年時点の6歳以下の人数の減少割合(79.2%)を乗じた数を目標値として設定。
	未来を担う人材を 育てる学校教育	学校施設大規模改修(長寿命化改良) 工事実施率(%)	89.0	95.0	①児童生徒が安全かつ快適な環境下で教育を受けられるように施す大規模改修(長寿命化改良)工事がどれだけ進捗しているかを測るため。 ②計画期間内で、市内市立小中学校20校の大規模改修(長寿命化改良)工事実施率を年1%程度増加させることを目標値として設定。
		児童生徒が互いの考えを共有して 話し合いができるようにICT機器を 活用している割合(%)	72.0	85.0	①学校教育現場にてICT機器がどの程度活用されているかを測るため。 ②年2.5%程度活用している人の割合を上げる目標値を設定。
健康でいきいきと した社会の実現	ぬくもりある 医療・福祉の提供	地域ケア会議の年間開催回数(回)	46	50	①地域における高齢者支援のための検討が十分になされているかを測るため。 ②月平均4回(週1回)程度開催することを目標値として設定。
		移送サービス・タクシー利用助成券の年 間利用回数(高齢者分)(回)	14,680	16,000	①高齢者がどれだけ活発に外に出て地域交流を行えたかを測るため。 ②基準値から10%程度の利用者増を見込んだ値を目標値として設定。
	健康づくりの推進	特定健康診査受診率(%)	36.8	52.0	①市民の健康意識の高まりと、予防医療の考え方が普及しているかを測るため。 ②国の特定健康診査等実施計画に掲げる目標値から、年4%程度受診率の向上を目指す目標値を設定。
		生活習慣病ハイリスク者介入後の 受療割合(%)	31.5	40.0	①受療割合により、生活習慣病の重症化を抑制できているかを評価するため。 ②令和4年度を基準として、年1.5%程度の受療割合を増やす目標値を設定。
	生きがいや つながりを 持てる社会の実現	市民大学受講者数(人)	1,274	1,500	①市民が充実した学習機会を得られているかを測るため。 ②令和4年度を基準として、参加人数を全体で20%増とする目標値を設定。
		市主催スポーツ大会への参加者数(人)	1,674	2,800	①スポーツに親しむ機会が充実しているかを測るため。 ②コロナ禍以前の令和元年度の実績値(2,542人)より10%増を目標値として設定。
	市民と協働でつくる 地域社会	地区集会所整備・維持件数(件)	6	31 (R6-R9 累計)	①地域の交流拠点となる集会所が適切に管理されているかを測るため。 ②コロナ禍以前の令和元年度の水準まで回復、維持することを目標値として設定。
市民と行政の協働事業件数(件)		115	140	①地域の課題を地域で解決しようとする意識が醸成されているかを測るため。 ②令和4年度を基準として、20%増とした目標値を設定。	

政策体系		まちづくり指標	現状値 (R4年度)	目標値 (R9年度)	①指標の設定理由/②目標値の考え方
政策	重点施策				
大切な日常が 守られる環境整備	安全安心な生活が 送れるまちづくり	自主防災会未結成地区の 解消(未結成地区数)	15	13	①地域の防災体制が整っているかを測るため。 ②未結成地区へのアプローチと、具体的な体制構築で2年をかけて1地区の結成を 目指すことを目標値として設定。
		消防団員の充足率(%)	88.0	93.0	①消防力の強化により地域の安全が保たれているかを測るため。 ②消防団員の定数を実数で除した数値。令和4年度を基準として、年1%ずつ上昇さ せることを目標値として設定。
	脱炭素と循環型社 会	1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)	876 (※R3 の値)	834	①ゴミ排出量削減による環境負荷の低減が図られているかを評価するため。 ②取手市地球温暖化防止実行計画(区域施策編)(令和5年度~令和12年度)に掲 げる指標に基づき目標値を設定。
		ごみのリサイクル率(%)	20.4 (※R3 の値)	31.2	①リサイクル推進による環境負荷の低減が図られているかを評価するため。 ②取手市地球温暖化防止実行計画(区域施策編)(令和5年度~令和12年度)に掲 げる指標に基づき目標値を設定。
		市役所の温室効果ガス排出量(t-CO2)	3,925.8 (※R3 の値)	3,213.4	①温室効果ガスの低減により地球温暖化防止が図られているかを評価するため。 ②第二次取手市地球温暖化防止実行計画(事務事業編)(令和3年度~令和12年 度)の削減目標に基づき目標値を設定。
将来にわたり 発展する 地域社会の構築	デジタル化の推進	市役所窓口におけるキャッシュレス決済 利用率(%)	—	40.0	①デジタル化の推進により市民サービスの向上が図られているかを評価するため。 ②経済産業省が掲げるキャッシュレス決済の導入目標に合わせて40%に設定。
		RPA・AI-OCRを活用した業務数(件)	12	40	①デジタル化の推進により、庁内事務の効率化が図られているかを評価するため。 ②システム導入後の実績値の平均値より、毎年度6件程度の新規導入を見込んだ値 を目標値として設定。
		出前講座やイベント出展ブースでのデジ タルに関する相談会の開催数(回)	0	10	①デジタル化の推進のために、市民のデジタルリテラシーの向上が図られているかを 評価するため。 ②イベントや出前講座の開催状況に合わせて年10回程度開催することを目標値とし て設定(スマホ教室を除く)。
	持続可能な 自治体経営	将来負担比率(%)	9.2	0	①持続可能な財政運営が測られているかを評価するため。 ②将来負担すべき実質的な負債を標準財政規模内に収めることを目標値として設定。
		ふるさと納税寄附額 (百万円)	1,083	4,000	①自主財源の確保により持続可能な財政運営が測られているかを評価するため。 ②返品品の充実や、積極的なPRを展開することで、全国レベルでふるさと納税寄附 額の上位団体を目指すため、40億円を目標値として設定。
	多様性を認め合う 平和な社会	市の各種審議会等における女性委員の 割合(%)	32.9	35.0	①市政の方向性等を定める場において、男女共同参画が進展しているかを測るため。 ②第四次取手市男女共同参画計画(令和4年度~令和8年度)に掲げる目標値を基 準として設定。
		教育活動全体を通して、人権意識を育む 人権教育を推進したと答えた学校の割 合(%)	100	100	①全ての学校において人権意識の向上が図られているかを評価するため。 ②人権尊重の理念に対する正しい理解と認識を深め、地域社会の中で豊かな人間関 係を築くため、全校での取り組みを引き続き維持することを目標として設定。

「とりで未来創造プラン2024」策定までの経過

	日程	会議等	場所
令和 5年	5月8日(月)	第1回 取手市総合計画策定委員会	政策会議室
	6月26日(月)	第2回 取手市総合計画策定委員会	政策会議室
	7月6日(木)	第1回 取手市総合計画審議会(諮問)	議会棟 大会議室
	7月7日(金)~7月28日(金)	市民アンケート実施	
	7月14日(金)	とりで未来会議(市長と職員)	議会棟 大会議室
	7月24日(月)	とりで未来会議(高校生)	議会棟 大会議室
	7月29日(土)	とりで未来会議(取手)	福社会館
	8月6日(日)	とりで未来会議(藤代)	藤代庁舎 大会議室
	8月1日(火)	第3回 取手市総合計画策定委員会	政策会議室
	8月24日(木)	第2回 取手市総合計画審議会	議会棟 大会議室
	9月21日(木)	第4回 取手市総合計画策定委員会	議会棟 執行部控室
	10月6日(金)	第3回 取手市総合計画審議会	議会棟 大会議室
	12月13日(水)	第5回 取手市総合計画策定委員会	政策会議室
12月21日(木)	第4回 取手市総合計画審議会(答申)	議会棟 大会議室	
令和 6年	1月4日(木)	第6回 取手市総合計画策定委員会	政策会議室

諮問

取市発第 154 号
令和5年 7月 6日

取手市総合計画審議会
会長 大谷基道様

取手市長 中村修

第六次取手市総合計画の次期計画について（諮問）

第六次取手市総合計画の次期計画を策定するため、取手市総合計画条例（平成27年3月26日条例第2号）第6条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。



答申

令和5年12月21日

取手市長 中村修様

取手市総合計画審議会
会長 大谷基道

第六次取手市総合計画の基本計画の答申について

令和5年7月6日付け、取市発第154号で諮問のありました、第六次取手市総合計画の基本計画（とりで未来創造プラン2024）について、当審議会として慎重に審議した結果、別添のとおり、修正した計画案を答申します。



取手市総合計画条例

平成27年3月26日
条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、総合計画の位置付けを明確にし、及びその策定に係る手続を定めることにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、もって将来にわたって魅力のある、持続可能なまちづくりを着実に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における市のあるべき姿と進むべき方向についてのまちづくりの基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 長期的な展望に基づくまちづくりの基本的な理念であり、将来の目指すべき都市像を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に定めた将来の都市像を実現するための重点施策及び重点事業の方向性を体系的に示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(位置付け)

第4条 総合計画は、市の最上位の計画とし、個別の行政分野に関する計画の策定又は変更にあたっては、総合計画との整合を図らなければならない。

(策定方針)

第5条 総合計画は、地域の実情、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するように策定されなければならない。

(総合計画審議会への諮問)

第6条 市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、取手市総合計画審議会条例(昭和42年条例第42号)第1条に規定する取手市総合計画審議会に諮問しなければならない。

(議会の議決)

第7条 市長は、基本構想を策定し、変更し(軽微なものを除く。),又は廃止しようとするときは、地方自治法第96条第2項の規定による取手市議会の議決すべき事件に関する条例(平成25年条例第20号)第2条の規定により、議会の議決を経るものとする。

(公表)

第8条 市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

取手市総合計画審議会条例

昭和42年11月29日

条例第42号

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、取手市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 総合計画に関すること。
- (2) 国土利用計画に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

第3条 審議会は、委員14人以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げるもののうちから、市長が任命する。

- (1) 議会の議員 5人以内
- (2) 教育委員会の委員 1人
- (3) 農業委員会の委員 1人
- (4) 公共的団体の代表者 2人以内
- (5) 学識経験者 5人以内

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 審議会に会長及び副会長1人をおく。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは副会長が、会長及び副会長がともに事故があるとき、または会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指定した委員がその職務を代理する。

第6条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

第7条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

第8条 この条例の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

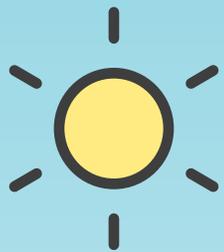
総合計画審議会委員名簿

	氏名	区分	役職等	備考
1	岩澤 信	市議会議員	総務文教常任委員会 委員長	
2	関川 翔	市議会議員	福祉厚生常任委員会 委員長	
3	染谷 和博	市議会議員	建設経済常任委員会 委員長	
4	櫻井 由子	教育委員会の委員	教育委員会 委員	
5	倉持 光男	農業委員会の委員	農業委員会 会長	
6	寺田 満	公共的団体の代表者	市政協力員連絡協議会 会長	
7	羽原 康恵	公共的団体の代表者	NPO法人 取手アートプロジェクトオフィス 事務局長	
8	大谷 基道	学識経験者	獨協大学 教授（法学部 総合政策学科）	会長
9	岩坂 照之	学識経験者	前田建設工業株式会社 ICI総合センター長	
10	佐竹 昭宙	学識経験者	常陽銀行 取手支店長	
11	山崎 俊一	学識経験者	元東京都都市整備局 理事 取手市都市計画審議会 委員	副会長
12	金田 冬彦	学識経験者	取手保育園 園長 取手ブロック保育協議会 会員	

～第六次取手市総合計画～
とりで未来創造プラン2024

令和6年3月 発行

発行者/取手市 政策推進部
〒302-8585 茨城県取手市寺田5139
TEL: 0297-74-2141 (代) FAX: 0297-73-5995
<https://www.city.toride.ibaraki.jp/>



取手市

